

令和5年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の実態把握
及び方策についての調査研究」

結果報告書

令和6年3月

社会福祉法人豊芯会

はじめに

当法人では、これまで平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「ピアサポートを担う人材の活用を推進するための調査研究及びガイドライン作成のための研究」、令和元年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービスの種別ごとのピアサポートを担う人材の活用のための調査研究」に関して、多くの障害当事者、実践者、研究者、自治体の皆様にご協力をいただきました。

そして、令和3年度の障害福祉サービス等の報酬改定において、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を対象としたピアサポート体制加算と、同時期に創設された利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を採用している就労継続支援B型を対象としたピアサポート実施加算が認められました。その加算を計上できる条件として、ピアサポーター及び同じ事業所に勤務する職員が、令和2年4月から地域生活支援事業(任意事業)の中に位置づけられている障害者ピアサポート研修事業を受講していることという条件が明示されたのです。以降、障害者ピアサポート研修を実施する都道府県、政令指定都市が増えてきています。しかし、これまでピアサポーター養成等に積極的に取り組んでこなかった自治体も少なくなく、研修実施のツール、ノウハウや、人材の不足が課題になっています。

そこで、令和3年度には厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害者ピアサポート研修における講師の養成のための研修カリキュラムの効果測定及びガイドブックの開発」を受託し、研修シラバスを整理するとともに、障害者ピアサポート専門研修テキスト(障害統合版)の作成、研修開催にあたっての合理的配慮事項に関する冊子の作成、障害者ピアサポート研修事業の講師・ファシリテーターの養成にかかる研修プログラム案を構築しました。令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害者ピアサポーターの支援内容や配置状況の実態把握及び多様な障害者の参加を想定した障害者ピアサポート研修におけるツールの作成のための調査研究」では、前年度を継承し、障害者ピアサポートフォローアップ研修テキスト(障害統合版)の作成、合理的配慮事項のブラッシュアップを行うとともに、障害者ピアサポート体制加算・実施加算を計上している事業所へのアンケート調査及び加算が認められていない事業所を対象としたヒアリング調査を実施しました。

そして、今年度は障害者ピアサポート研修事業の実態把握のためのアンケートの実施と都道府県、政令指定都市において障害者ピアサポート研修を実施するにあたってのガイドブック作成を行いました。社会福祉法人豊芯会がこれまで受託してきた障害者総合福祉推進事業がピアサポーターの障害福祉サービスにおける定着及び障害福祉サービス全体の質の向上に少しでも貢献できましたら幸いです。

社会福祉法人豊芯会理事長
早稲田大学人間科学学術院 岩崎香

目次

はじめに	1
第1章 事業の概要	3
1. 事業の背景及び目的	
2. 事業実施体制及び検討及び調査の実施に関する委員会の開催	
3. 事業実施内容	
4. 成果の公表方法	
第2章 都道府県、政令指定都市を対象とした障害者ピアサポート研修事業の実態調査	6
1. 調査の対象と目的	
2. 調査方法	
3. 調査期間	
4. 調査結果	
5. まとめ	
*資料1 調査票	
第3章 障害者ピアサポート研修事業の実施に係るガイドブックの作成	37
1. ガイドブック作成の目的	
2. ガイドブックの対象	
3. ガイドブックの内容	
4. 障害者ピアサポート研修事業ガイドブック	
第4章 まとめ	111
おわりに	114
【検討委員等名簿】	115

第1章 事業の概要

1. 事業の背景及び目的

令和 3 年度の報酬改定において、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を対象としたピアサポート体制加算と、同時期に創設された利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を採用している就労継続支援B型を対象としたピアサポート実施加算が認められた。これまでも障害当事者が福祉サービス事業所で雇用されてきた歴史はあるが、報酬による評価が得られたことによって、ピアサポーターの配置がこれまで以上に拡がることが期待される。

ピアサポートの歴史は 18 世紀に遡るとも言われている。教育や医療の分野をはじめ、今や多様な領域で、ピアサポートが積極的に活用されている。障害福祉分野でも 1970 年代頃から病院の患者会や地域におけるセルフヘルプ活動等がはじまり、1980 年代には自立生活センターの設立が各地で進むなど、多様なピアサポート活動が展開されるようになった。そんな中で特に 1990 年代以降、当事者性を活かして福祉や医療の現場で働くピアサポーターが現れ始めた。2004(平成 16)年に国から「精神保健福祉施策の改革ビジョン」が出されたことにより、長期入院者の退院支援といったところで、ピアサポーターの活躍が注目されるようになった。アメリカなどでは、2000 年以降、多くの州で、認定ピアスペシャリストが養成され、当事者性を活かして福祉サービス等で働いている。そうした海外の動きとともに、地域移行支援や地域包括ケアシステムの構築といった政策が進められる中で、専門職主導で展開されてきた福祉サービスが見直され、当事者主体の実践が注目されているのである。

厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業として実施された「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」(平成 28 年度から平成 30 年度)「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」(令和元年度～令和 2 年度)等により、ピアサポーターの質を担保する研修プログラム案が構築され、そのプログラムを下書きに令和 2(2020)年度より、障害者ピアサポート研修事業が地域生活支援事業の中の任意事業として位置づけられた。令和 6 年 3 月末までは経過措置がみとめられているが、それ以降は、国が定めた要綱に添った研修の受講が加算要件となる。しかしながら、障害者ピアサポート研修事業の実施状況は都道府県、政令指定都市によりばらつきがあるのが現状である。

そこで、本事業では、都道府県や政令指定都市を対象とした調査を実施し、障害者ピアサポート研修事業の実施状況に関する実態把握を行うとともに、各自治体で実施する障害者ピアサポート研修事業の質を担保し、事業の安定的な実施に資するためのガイドブックを作成することを目的として事業を実施した。

2. 事業実施体制及び検討及び調査の実施に関する委員会の開催

本事業を実施するにあたり、多様な障害領域にまたがる障害当事者、事業を実施している事業者、研究者等で構成される検討委員会を設置し、事業を実施した。また、研修の実施に係るノウハウ等をまとめたガイドブックの作成については、ワーキンググループを構成して、検討を行った。詳しい会議開催日程は以下の通りである。

【全体会】

第1回 検討及び調査の実施に関する委員会	令和5年9月1日	オンライン会議
第2回 検討及び調査の実施に関する委員会	令和5年10月30日	オンライン会議
第3回 検討及び調査の実施に関する委員会	令和5年12月11日	オンライン会議
第4回 検討及び調査の実施に関する委員会	令和6年2月13日	オンライン会議
第5回 検討及び調査の実施に関する委員会	令和6年3月14日	オンライン会議

【ガイドブック作成ワーキンググループ】

第1回 ワーキンググループ会議	令和5年10月27日	オンライン会議
第2回 ワーキンググループ会議	令和5年11月16日	オンライン会議
第3回 ワーキンググループ会議	令和5年12月22日	オンライン会議
第4回 ワーキンググループ会議	令和6年2月29日	オンライン会議

3. 事業実施内容

(1)都道府県、政令指定都市を対象とした障害者ピアサポート研修事業の実態調査

都道府県及び政令指定都市を対象とし、障害者ピアサポート研修事業に関する実態を把握することを目的とした調査を実施した。具体的には、各自治体におけるピアサポーター活用の現状、障害者ピアサポート研修の実施実績、実施体制(特に障害当事者の参画の状況)、募集方法や募集人数、受講人数とその内訳、講師・ファシリテーターを担う人材確保・人材育成の方法等を盛り込んだ。

(2)障害者ピアサポート研修事業の実施に係るガイドブックの作成

自治体等へのアンケート等を踏まえ、研修を実施しようとしている自治体、委託先の法人、研修の企画運営にかかわる障害当事者等にわかりやすくノウハウを提供するためのガイドブックを作成した。研修の意義、具体的な内容、運営のための委員会等を組織化すること、講師・ファシリテーターの確保と養成、合理的配慮の提供方法などをまとめ、担当者が変わる際の引継ぎや、障害者ピアサポート研修事業にかかわる人たちの手引書としても活用してもらえるような内容とした。

4. 成果の公表方法

本事業の報告書(障害者ピアサポート研修事業の実施に関するガイドブックを含む)に関しては、社会福祉法人豊芯会のホームページにて公表し、障害者ピアサポート研修事業が広く普及されるように努める。

**第 2 章 都道府県、政令指定都市を対象とした
障害者ピアサポート研修事業の実態調査**

都道府県、政令指定都市を対象とした障害者ピアサポート研修事業の実態調査

1. 調査の対象と目的

都道府県と政令指定都市の「障害者ピアサポート研修事業」担当を対象としたアンケート調査を実施し、実態把握を行うとともに、各自治体で実施される障害者ピアサポート研修事業の安定的な実施に資するためのガイドブックを作成することを目的とした。

2. 調査方法

都道府県及び政令指定都市の担当者にメールにてアンケートを依頼した。回答は、Googleフォームあるいは紙面による回答を選択できる形で実施した。

【概要】

(単位：自治体)

	依頼数	回答数	回答方法別内訳		回答率
			Google フォーム	紙面	
都道府県	47	45	9	36	95.7%
政令指定都市	20	19	3	16	95.0%
自治体合計	67	64	12	52	95.5%

3. 調査期間

調査期間は2023年9月～12月であった。

4. 調査結果

4-1 研修実施状況概要

研修実施状況においては、回答した自治体の43.8%が「実施した」(以下、実施済)、26.6%が「未実施だが具体的な実施計画がある」(以下、未実施・計画有)と回答し、合わせて約7割の自治体が発行あるいは実施予定である一方で、29.7%が「未実施で具体的な実施計画がない」(以下、未実施・計画無)と回答した。準備開始時期については、実施済自治体では令和3年度から開始した自治体が多く、未実施・計画有自治体では、令和5年度から開始した自治体が多かった。

また、委託先については、実施済と未実施・計画有自治体(以下、全自治体)で86.7%が有と回答し、研修受講の対象者は、全自治体の82.2%が全障害を対象としていた。

【実施状況】

(単位：自治体)

	実施した	未実施だが 具体的な実施計画 がある	未実施で具体的な 実施計画がない	計
都道府県	24	13	8	45
政令指定都市	4	4	11	19
合計	28	17	19	64
	43.8%	26.6%	29.7%	100.0%

【準備開始時期（実施済 未実施・計画有）】

(単位：自治体)

	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
実施済	4	16	6	2	28
都道府県	4	14	4	2	24
政令指定都市	0	2	2	0	4
未実施・計画有	0	0	6	11	17
都道府県	0	0	5	8	13
政令指定都市	0	0	1	3	4
合計	4	16	12	13	45

【委託先の有無（実施済 未実施・計画有）】

(単位：自治体)

	有	無	計
実施済	26	2	28
都道府県	23	1	24
政令指定都市	3	1	4
未実施・計画有	13	4	17
都道府県	10	3	13
政令指定都市	3	1	4
全自治体	39	6	45
	86.7%	13.3%	100.0%

【研修受講の対象者（実施済 未実施・計画有）】 （単位：自治体）

	全障害	その他	計
実施済	22	6	28
都道府県	18	6	24
政令指定都市	4	0	4
未実施・計画有	15	2	17
都道府県	11	2	13
政令指定都市	4	0	4
全自治体	37	8	45
	82.2%	17.8%	100.0%

■その他の内容 （単位：自治体（重複回答を含む））

- ・ 精神障害のみ（3）
- ・ 精神障害（単独：2、合併症を含む：1）
- ・ 精神障害と身体障害（1）

4-2 実施済・実施予定研修概要

全自治体合わせて、実施済あるいは実施予定の研修は、多い順に基礎、専門、フォローアップで、基礎研修の定員数は21～40人が最も多かった。また、令和5年度の実施方法は、すべての研修を通して、対面のみ形式が最も多かった。

【実施した研修の回数】 （単位：回）

	基礎	専門	フォローアップ
実施済	50	37	17
都道府県	42	31	17
政令指定都市	8	6	0

【実施予定研修】 （単位：自治体）

	基礎	専門	フォローアップ
未実施・計画有	15	13	3
都道府県	12	10	3
政令指定都市	3	3	0

【基礎研修の定員数】

(単位：自治体)

	20人以下	21-40人	41-60人	61人以上
実施済	3	20	3	1
都道府県	3	16	3	1
政令指定都市	0	4	0	0
未実施・計画有	4	4	6	2
都道府県	4	3	5	0
政令指定都市	0	1	1	2
全自治体	7	24	9	3

【令和5年度研修の実施方法】

■基礎研修

(単位：自治体)

	対面のみ	オンラインのみ	対面とオンラインのハイブリッド	令和5年度実施なし
実施済	22	1	3	1
都道府県	18	1	3	1
政令指定都市	4	0	0	0

■専門研修

(単位：自治体)

	対面のみ	オンラインのみ	対面とオンラインのハイブリッド	令和5年度実施なし
実施済	23	1	4	0
都道府県	19	1	4	0
政令指定都市	4	0	0	0

■フォローアップ研修

(単位：自治体)

	対面のみ	オンラインのみ	対面とオンラインのハイブリッド	令和5年度実施なし
実施済	16	1	3	6
都道府県	12	1	3	6
政令指定都市	4	0	0	0

4-3 運営における年間予算・合理的配慮に関する予算・合理的配慮実施状況

運営における年間予算総額（以下、年間予算総額）は、全自治体において「101-500万円」が62.5%と最も多かった。

年間予算総額における合理的配慮に関する予算（以下、合理的配慮予算）が含まれている自治体は全自

自治体の41.0%であり、合理的配慮予算額は、「11-50万」が最も多かった。合理的配慮の具体的な内容については、多い順に「会場（広さ、アクセス、障害者用駐車場、多目的トイレなど）」「テキストの事前配布」「テキストのルビや点字」であった。

	0-50万円	51-100万円	101-500万円	501万円以上	未回答
実施済	0	5	22	1	1
都道府県	0	4	18	1	0
政令指定都市	0	0	1	0	1
合同開催	0	1	3	0	0
未実施・計画有	5	3	7	0	2
都道府県	3	3	6	0	1
政令指定都市	2	0	1	0	1
全自治体	5 12.5%	7 17.5%	25 62.5%	1 2.5%	2 5.0%

	含まれている	含まれていない	未回答
実施済	12	15	1
都道府県	8	14	0
政令指定都市	1	0	1
合同開催	3	1	0
未実施・計画有	8	9	0
都道府県	5	8	0
政令指定都市	3	1	0
全自治体	16 41.0%	23 59.0%	0 0.0%

	1-10万円	11-50万円	51-100万円	101万円以上	未回答
実施済	1	6	2	1	2
都道府県	1	3	1	1	2
政令指定都市	0	1	0	0	0
合同開催	0	2	1	0	0
未実施・計画有	0	3	1	0	4
都道府県	0	2	1	0	2
政令指定都市	0	1	0	0	2
全自治体	1	6	2	1	6

【合理的配慮が必要になった場合の対処方法】 (単位：自治体 (重複回答を含む))

- ・ 分類1：個別 (当該受講者を含む) に相談し対応する (8)
- ・ 分類2：個別 (当該受講者を含むかどうかは不明) に相談し対応する (8)
- ・ 分類3：予算から捻出する (7)
- ・ 分類4：自治体から補填する (4)
- ・ 分類5：別事業から捻出する (1)
- ・ 分類6：検討中 (1)

【合理的配慮の内容】

(単位：自治体)

	会場	ルビ・点字	事前配布	要約筆記 手話通訳等	介助者	情報保障 ツール	その他
実施済	22	10	11	6	1	1	4
都道府県	16	7	7	4	0	1	2
政令指定都市	2	2	0	0	1	0	1
合同開催	4	1	4	2	0	0	1
未実施・計画有	13	8	9	9	2	5	3
都道府県	10	7	7	7	1	4	3
政令指定都市	3	1	2	2	1	1	0
全自治体	35	18	20	15	3	6	7

■ その他の内容

- ・ グラドルールの設定、意思表示カードの配布
- ・ ピンマイクの用意、介助者の座席の用意
- ・ 開催時期の調整 (冬季を避けて天候の良い時期に開催)
- ・ 控室の確保、長めの休憩時間の確保
- ・ 弱視の方に対し、文字 (フォント) の大きい資料を準備した
- ・ 申込時に合理的配慮の有無、内容を把握しており、申出に応じて可能な範囲で対応
- ・ 研修受講者が決定次第、対応方法を検討する

4-4 研修受講料

全自治体において、「受講料なし」と回答した自治体は、基礎研修と専門研修で 48.6%、フォローアップ研修で 31.1%と、「受講料あり」と回答した自治体を上回っていた。「受講料あり」と回答し、受講料金額を回答した自治体において、基礎研修と専門研修では 3,000 円以下と回答した自治体が最も多かったが、9,001 円以上という回答もみられ、特にフォローアップ研修においては受講料金額にばらつきがみられた。

【基礎研修の受講料の有無と受講料金額】

(単位：自治体)

	受講料あり	受講料なし	未定	実施なし	未回答	計
実施済	13	14	0	0	1	28
都道府県	11	12	0	0	1	24
政令指定都市	2	2	0	0	0	4
未実施・計画有	3	8	6	0	0	17
都道府県	2	7	4	0	0	13
政令指定都市	1	1	2	0	0	4
全自治体	16	22	6	0	1	45
	35.6%	48.9%	13.3%	0.0%	2.2%	100.0%

	3,000円以下	3,001-6,000円	6,001-9,000円	9,001円以上	未回答	計
実施済	5	2	1	1	4	13
都道府県	4	2	1	1	3	11
政令指定都市	1	0	0	0	1	2
未実施・計画有	1	2	0	0	0	3
都道府県	1	1	0	0	0	2
政令指定都市	0	1	0	0	0	1
全自治体	6	4	1	1	4	16

【専門研修の受講料の有無と受講料金額】

(単位：自治体)

	受講料あり	受講料なし	未定	実施なし	未回答	計
実施済	11	15	0	0	2	28
都道府県	9	13	0	0	2	24
政令指定都市	2	2	0	0	0	4
未実施・計画有	1	7	8	0	1	17
都道府県	0	6	6	0	1	13
政令指定都市	1	1	2	0	0	4
全自治体	12	22	8	0	3	45
	26.7%	48.9%	17.8%	0.0%	6.7%	100.0%

	3,000円以下	3,001-6,000円	6,001-9,000円	9,001円以上	未回答	計
実施済	4	2	0	1	4	11
都道府県	3	2	0	1	3	9
政令指定都市	1	0	0	0	1	2
未実施・計画有	0	1	0	0	0	1
都道府県	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	1	0	0	0	1
全自治体	4	3	0	1	4	12

【フォローアップ研修の受講料の有無と受講料金額】

(単位：自治体)

	受講料あり	受講料なし	未定	実施なし	未回答	計
実施済	5	11	1	2	9	28
都道府県	4	10	1	2	7	24
政令指定都市	1	1	0	0	2	4
未実施・計画有	1	3	8	1	4	17
都道府県	0	3	7	1	2	13
政令指定都市	1	0	1	0	2	4
全自治体	6	14	9	3	13	45
	13.3%	31.1%	20.0%	6.7%	28.9%	100.0%

	3,000円以下	3,001-6,000円	6,001-9,000円	9,001円以上	未回答	計
実施済	1	0	1	1	2	5
都道府県	0	0	1	1	2	4
政令指定都市	1	0	0	0	0	1
未実施・計画有	0	1	0	0	0	1
都道府県	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	1	0	0	0	1
全自治体	1	1	1	1	2	6

【受講料金額に関する自由記述】

- ・ 障害当事者は無料（2）
- ・ 基礎・専門セットで20,000円（1）
- ・ 全研修セットで3,000円（1）

4-5 研修実施組織と当事者参画

全自治体のうち29自治体が「組織有」と回答した。「組織有」自治体の96.6%において組織構成員として障害当事者が参画しており、全組織構成員数における障害当事者構成員数の割合は、全自治体平均で39.4%であった。組織構成員の障害当事者の障害種別は、多い順に「精神障害」「肢体不自由」「難病」で、障害当事者以外の組織構成員の内訳は、多い順に「行政担当者」「相談支援専門員」「障害福祉サービス等従事者」であった。

【組織の有無】

(単位：自治体)

	有	無	計
実施済	21	7	28
都道府県	17	7	24
政令指定都市	4	0	4
未実施・計画有	8	9	17
都道府県	5	8	13
政令指定都市	3	1	4
全自治体	29	16	45

【組織における障害当事者参画状況】

(単位：自治体)

	組織有	障害当事者 参画有	参画率
実施済	21	21	100.0%
都道府県	17	17	100.0%
政令指定都市	4	4	100.0%
未実施・計画有	8	7	87.5%
都道府県	5	5	100.0%
政令指定都市	3	2	66.7%
全自治体	29	28	96.6%

【組織構成員数と組織構成員の障害当事者数】

(単位：人)

	組織構成員 総数	組織構成員の 障害当事者総数	障害当事者率
実施済	260	98	37.7%
都道府県	207	85	41.1%
政令指定都市	53	13	24.5%
未実施・計画有	85	38	44.7%
都道府県	53	24	45.3%
政令指定都市	32	14	43.8%
全自治体	345	136	39.4%

【組織構成員の障害当事者の障害種別】

(単位：自治体)

	視覚	聴覚・言語	肢体不自由	知的	精神	高次脳機能	発達	難病	その他
実施済	2	3	12	1	19	3	2	7	1
都道府県	1	2	9	1	15	2	2	6	1
政令指定都市	1	1	3	0	4	1	0	1	0
未実施・計画有	0	0	5	2	5	3	2	5	0
都道府県	0	0	4	2	4	3	2	4	0
政令指定都市	0	0	1	0	1	0	0	1	0
全自治体	2	3	17	3	24	6	4	12	1

■その他の内容

- ・ 身体障害

■組織構成員の障害当事者の不参加理由

- ・ 今後、実際の運用段階になったときには、参加者を募る必要があると考えます

【障害当事者以外の組織構成員内訳】

(単位：自治体)

	行政担当者	学識経験者	相談支援 専門員	障害福祉サー ビス等従事者	障害当事者 家族	その他
実施済	17	11	16	14	2	9
都道府県	13	8	12	11	1	7
政令指定都市	4	3	4	3	1	2
未実施・計画有	5	2	5	5	0	2
都道府県	3	1	3	3	0	2
政令指定都市	2	1	2	2	0	0
全自治体	22	13	21	19	2	11

■その他の内容 (単位：自治体 (重複回答を含む))

- ・ 精神保健福祉士協会等 (4)
- ・ 精神科病院・病院職員 (3)
- ・ アドバイザー(普及協会) (1)
- ・ 委託業者 (1)
- ・ 厚労科研関係者 (1)

4-6 研修講師における当事者参画

全自治体において、研修講師としての障害当事者参画は 100.0%であった。研修講師の障害当事者の障害種別は、多い順に「精神障害」「難病」「肢体不自由」であった。

【講師の障害当事者参画状況】

(単位：自治体)

	有	無	計	参画率
実施済	28	0	28	100.0%
都道府県	24	0	24	100.0%
政令指定都市	4	0	4	100.0%
未実施・計画有	17	0	17	100.0%
都道府県	13	0	13	100.0%
政令指定都市	4	0	4	100.0%
自治体合計	45	0	45	100.0%

【講師の障害当事者総数】

(単位：人)

講師の 障害当事者総数	
実施済	198
都道府県	163
政令指定都市	35
未実施・計画有	71
都道府県	45
政令指定都市	26
全自治体	269

【講師の障害当事者の障害種別】

(単位：自治体)

	視覚	聴覚・言語	肢体不自由	知的	精神	高次脳機能	発達	難病	その他
実施済	1	2	20	10	27	11	4	18	1
都道府県	1	2	16	7	23	9	3	15	1
政令指定都市	0	0	4	3	4	2	1	3	0
未実施・計画有	1	9	3	10	5	3	6	6	5
都道府県	1	7	3	8	4	2	4	4	3
政令指定都市	0	2	0	2	1	1	2	2	2
全自治体	2	11	23	20	32	14	10	24	6

■ その他の内容 (単位：自治体 (重複回答を含む))

- ・ 調整中 (3)
- ・ 未定等 (2)
- ・ 身体障害 (1)
- ・ 不明 (1)

4-7 研修ファシリテーターにおける当事者参画

全自治体において、研修ファシリテーターとしての障害当事者参画は84.4%であった。研修ファシリテーターの障害当事者の障害種別は、多い順に「精神障害」「肢体不自由」「難病」であった。

【ファシリテーターの障害当事者参画状況】

(単位：自治体)

	有	無	計	参画率
実施済	24	4	28	85.7%
都道府県	21	3	24	87.5%
政令指定都市	3	1	4	75.0%
未実施・計画有	14	3	17	82.4%
都道府県	11	2	13	84.6%
政令指定都市	3	1	4	75.0%
自治体合計	38	7	45	84.4%

【ファシリテーターの障害当事者総数】 (単位：人)

研修講師の 障害当事者総数	
実施済	161
都道府県	143
政令指定都市	18
未実施・計画有	73
都道府県	45
政令指定都市	28
全自治体	234

【ファシリテーターの障害当事者の障害種別】

(単位：自治体)

	視覚	聴覚・言語	肢体不自由	知的	精神	高次脳機能	発達	難病	その他
実施済	1	4	15	2	23	5	3	10	0
都道府県	0	3	12	2	20	4	3	9	0
政令指定都市	1	1	3	0	3	1	0	1	0
未実施・計画有	0	1	7	2	9	3	3	6	3
都道府県	0	1	5	2	7	2	2	4	2
政令指定都市	0	0	2	0	2	1	1	2	1
全自治体	1	5	22	4	32	8	6	16	3

■ その他の内容

- ・ 未定・調整中 (3)

■ ファシリテーターの障害当事者の不参加理由

- ・ 実行委員及び講師への障害当事者の参加をファシリテーターに先立って検討したため
- ・ 関係団体からの推薦によりファシリテーターの募集を行っているため、専門職が多くなっている
- ・ 予算が潤沢になく、ファシリテーターの報酬費の費用の確保までできていないため
- ・ 委託先の会員がファシリテーターになるため
- ・ 今年度からの実施で確保が難しかったため
- ・ 事業所等でピアサポーターとして従事している方が自治体内で少なく、ファシリテーターが可能な人材を見つけることができなかつたため

4-8 当事者参画についてのご意見・課題等

全自治体を通して、当事者参画について、当事者視点の合理的配慮を含めた当事者視点からの学び・気づきを得られたことや、当事者の声を受講生に響きロールモデルとなっていること、また、共に学び合い障害種別や障害の有無を超えた協働の体験になったことなどへの言及が多く見られた。課題としては、当事者の人員確保と精神障害以外の障害種別の当事者参画などが挙げられた。

【実施済自治体】

- ・ 障害当事者が研修の企画・運営に加わることで、これまで気づけなかった当事者からの視点が研修に反映できた。現状、実行委員等には精神障害者の当事者のみの参加であるので、精神障害以外の障害種別の当事者参画が課題である。
- ・ 講師として障害当事者に関与いただいているが、障害当事者のリアルな声を受講者に伝えることができ、当事者以外には担うことのできない役割であると実感している。
- ・ 会場選定や資料作成の際に、当事者目線の意見を反映できた。
- ・ 講師等が当事者のため受講生がピアサポーターのイメージを持ちやすい。
- ・ 運営する際、当事者の方の体調不良が続き、連絡が取りにくくなる時がある。
- ・ 精神分野以外の障害当事者の講師、ファシリテーターの参画がないことが課題です。
- ・ 当事者団体や協会あてに講師やファシリテーターを依頼することにより、本研修を周知し、ピアサポートについて考える機会を提供することができた。また、企画の段階で必要な配慮について正しく把握することができた。
- ・ 参加者からは、障害当事者の立場からの話が聞けてよかったとの意見がありました。
- ・ ホワイトボードのマーカーの色など、当事者だからこそわかる細やかな意見を言うていただくことで、さらなる研修の充実に役立てることができた。
- ・ 上意下達型の研修ではなく、ピアサポートも体感しながら共に学びあう研修が出来た点は良かったと考える。また、障害当事者の立場からの意見や視点が取り入れられて計画から実施出来たことも重要であった。地域事情にあった研修を今後もおこなっていくためには、障害当事者、支援専門職者、行政との話し合いを重ね試行錯誤していく必要があると感じた。
- ・ 当事者ならではの視点で合理的配慮（会場場所、休憩時間、資料作成の工夫）について整理できた。当事者の意見や考えが研修参加者に響くものと思う。
- ・ 令和3年より、前年養成研修修了の障害当事者にお声がけし実行委員に加わっていただいている。研修の運営に係る合理的配慮の内容について、当事者目線の助言がいただけること。地元の障害当事者が講師やファシリテーターを担うことで受講者のより身近なロールモデルとなっている。運営スタッフとの協働を体験することで、養成研修後の繋がりや連携により、養成研修にとどまらない発展的な活動に繋がっている。
- ・ それぞれの障害領域に分かれて活動していた当事者に横のつながりが生まれ、今後の開催においては精神領域だけでなく、他領域の当事者もコアメンバーとして参加していただくこととなった。
- ・ 障害当事者がピアサポーターとして活躍するようになるまでの経緯の講義をしたことで、研修参加者はピ

アサポーターになる具体的なイメージをしやすくなり良かった。実行委員等に精神障害以外の障害種別の当事者参画が課題である。

- ・ 当事者としての視点をもった意見、当事者団体へのアプローチについて助言を頂いたこと。
- ・ 初めて講義を担当したが、どの程度自分の裁量に任されているのか。何をする必要があるのでか等、明確に教えてほしかった。限られた時間の中でのGWなので、ファシリテーターとして話をまとめるのに苦慮した。
- ・ 当事者目線の視点や考え、必要な合理的配慮等の貴重な意見を聞いて良かった。障害当事者と専門職が協働することで企画段階からピアサポートの重要性を学べた。障害当事者のファシリテーターの確保が課題。
- ・ 様々な障害領域での多様なピアサポートの実際について知るとともに、研修で講師やファシリテーターとして障害当事者が活動する姿を見ることにより、障害当事者の受講者にとっても実際に活動する際の具体についてイメージしたり、実感することに繋がったのではと思う。グループワークにおいて、専門職だけでなく、障害当事者もファシリテーターとして参画いただいたことで、同じような経験をしているからその気づきや声かけ等があり、参加しやすい・話しやすい環境（安心感）を作ることができていた。知的障害領域においては、保護者から講師として参画いただいているが、今後、障害当事者の方にも参画いただけるよう人材の発掘や育成が必要研修毎の事前打合せや研修実施後に振り返り及び次年度の取組について意見交換する場は設けているが、企画運営のための検討委員会の実施はまだない状況。企画・運営の段階から障害当事者の方にも参加いただき、意見を反映した研修の企画・運営ができる実施体制の検討が必要。
- ・ 合理的配慮について、障害当事者の立場からの意見や視点を聞くことによって、具体的に対応ができる。障害当事者の受講生もいるため、障害当事者が企画、運営、講師等に参画することにより、受講しやすい研修になる。
- ・ 目標に向けてお互いの考え方、価値観を理解する機会となった。お互いがチームの一員として、研修を企画運営している。障害当事者と事業所職員の新たな関係性構築のあり方を目の当たりすることができた。合理的配慮を含め、財政的な限界が生じている。
- ・ 障害当事者が講師やファシリテーターとして活躍する姿を受講者が生で見ること、障害者の活躍やリカバリーについて体感することができるのは非常に意義があると感じている。本自治体では、研修開始からこれまで、受講対象者を精神障害者に限定し、講師・ファシリテーターも精神障害者に限定している点が課題。
- ・ 当事者でないとわからないような気付きが多く、円滑な研修運営につながっている。実際にピアサポーターとして活躍されている方が、講師やファシリテーターとして参加することで、ピアサポーターとしての働き方を具体的にイメージしやすくなっていると感じる。
- ・ 研修会の運営を通じて、障がい種別を越えても、生活のしづらさ等共通する内容に対する共感・協働が生まれることを実感した。検討委員会のメンバーを障がい種別ごとの専門家（または当事者）に参画してもらえように取り組む必要がある。
- ・ 研修の企画を通して、障害当事者と専門職、行政等の協働を体感できる。障害当事者ならではの視点で意見がもらえる障害当事者と専門職がペアでファシリテーターをすることで、得意分野や経験等、互いの良さを発揮しながら進行できる。
- ・ 合理的配慮など、当事者目線の意見を伺うことが出来た。

- ・ それぞれの立場で配慮の点を皆で話し合うことができて良かった。また折衷案を検討することができた。当事者の方からもお互いのことを知れたと意見がぎけた。課題としては情報確保が必要な点について。資料を講師に作成してもらおうが、テキスト化に時間を要するため作成にゆとりのあるスケジュールが組みにくい。時間的にタイトである。手話通訳者のスペースを確保し、高次脳機能障害の方や車いすの方の座席位置など会場の広さや席の配置等行政側が不慣れな点が苦慮をした。
- ・ カリキュラムの講義順や時間の変更はできないとされているが、講義を担当できる障がい当事者が限られている中、調整が難しい状況に陥ることが予想される。これまでは研修の実施できたが、不安定要素が大きい。当事者が講義を担当する研修では、柔軟な研修の枠組みとしていただきたい。
- ・ 障がい当事者が講師として自身の体験を交えながら研修を行っていたため、講義内容が具体的でわかりやすく、受講者側も聞きやすかった、わかりやすかったという意見が見られ、良かったと思う。
- ・ 研修については概ね良好な感想を得られた。

【未実施・計画有自治体】

- ・ 令和6年度研修開始に向け準備を進めており、障害当事者も参画予定。
- ・ 当事者の意見を率直にきくことができ、いろいろな発見や対応について学ぶことができる。
- ・ 非常に良い取組みであると考えているが、人員の確保について、都市部であると可能であると思われるが、地方であると講義やファシリテーターを行うことができる人材を見つけることが困難であることが現状です。
- ・ 良い点：運営に際して当事者視点での物事の気付きを得ることができる。
- ・ 実際に当事者で無いと分からない（気づけない）視点、配慮等を研修に盛り込める点は良いと思う。講師やファシリテーターとして協力してくださる当事者が中々見つからないといった点は課題であると思う。
- ・ 研修の企画について当事者・専門職・行政が各々の立場からの意見交換を行うことで、研修内容だけでなく、今後のピアサポートであったり、障害福祉サービスの質について当事者の目線を含めた議論が深まっているように感じる。その一方で、本研修で明確に誕生していく、「ピアサポーター」という職種について、様々なピアの捉え方があるなかどういった形でフォロー体制の構築を行ったり、職域としての専門性を高めていけるかという部分に関しては今後検討の余地があるように感じる。
- ・ 支援者視点にはない、または気づきにくい当事者視点による運営が可能となる。一方で合理的配慮を踏まえた運営には不慣れな部分があり、職員側の課題かと考える。
- ・ 当事者が講師・ファシリテーターとして参加することで、経験等をもとにより充実した研修を開催できる点は良いと思う。
- ・ 当事者の意見として、通知文作成や研修のスケジュール・時間配分などについて、適切な意見を頂戴できる点。
- ・ 目標に向けてお互いの考え方、価値観を理解する機会となった。お互いがチームの一員として、研修を企画運営している。

4-9 実施済み自治体における研修受講者からの反響

概して肯定的な反響が寄せられたことがうかがえた。ピアサポート活動や他障害に関する理解が深まったことや他障害の当事者と思いが共有できたこと、また、受講者同士で交流できたことへの言及が多く見られ、フォローアップ研修の参加や集う場の創設により、つながりを継続させたいという希望も示された。

- ・ 実際にピアサポーターとして活躍されている方の体験談がアンケートでも好評であった。演習等で事業所の支援者や障害当事者の意見を聞くことができ、新たな発見があったという声が多くみられた。事業所間での繋がりも研修を通して構築できていたようである。
- ・ 本自治体では完全オンラインにより研修を実施しているため、オンライン実施の利便性について触れる声が多い一方で、実際にあって話をしてみたいという声も見られ、実施方法について検討の余地があると感じている。
- ・ ピアサポーターの強みを勉強できた。同じ思いを持った人がいると感動した。ピアサポートを行った例や失敗談も聞きたかった。
- ・ アンケート概要：他障害のことを知るいい機会になり、事業所内でも共有していきたい。演習で行った、私を主語にする「1メッセージ」を心掛けていきたい。
- ・ 障害当事者と専門職の両方の立場からの話があってよかった、もっと幅広くピアサポーターの実例をとりあげてほしい、実践的な体験談のほか、歴史的経緯や沿革、ピアサポーターの位置づけなどを知ることが出来、有益だった、などの感想をいただいています。
- ・ 講義内容がよく分かった、演習時には意見を出しやすい空気感があった等、「良かった」との声が多かった。実際に、基礎及び専門研修受講者のうち、多くがフォローアップ研修の受講を希望して下さった。
- ・ 障害当事者の参加者が2/3以上とあって、「お互いの障害特性やピアサポートの歴史を知る良い機会になった」と研修を評価する声と、「一緒に働く事業所の職員に対しても、今後、更にピアサポートに関する理解を深めていくための仕組みづくりが必要」と考える参加者の声も聞かれた。
- ・ 様々な障害を持つ当事者の意見、考えや気持ちを聴くことが大きな収穫であった。ピアサポーターの実際の声や体験談から自分なりにできるピア活動をイメージすることができた。どんな方でも臆せずコミュニケーションをとることが大事だという学びになった。支援することが相手の「望んでいること」につながっているのかを立ち止まって考えたい。
- ・ 研修終了直後から「また集まりたい」「フォローアップはないのですか？」「次回の研修はいつですか？」など問い合わせをいただいた。研修企画としてフォローアップがなければ自分たちで団体を作りたい、活動をしたいという意見も聞かれた。
- ・ R5は未完了のため、R4の結果では、ピアサポートの概念そのものに初めて触れる意見が非常に多かったこと、研修内容への関心が非常に高い意見が多くみられた。
- ・ 様々な当事者や支援者の意見や思いを聞くことができ、とても勉強になり、今後活かしていきたいと思います。
- ・ いろんな障害のある当事者の方の実際の話を知ることができ貴重な経験ができた。他の当事者の方た

ちと話す機会があり、気持ちの面で似たような経験を共有出来た。当事者だけでなく福祉事業従事者も一緒に研修で、双方の想いや意見交換ができた。

- ・ 「いろんなピアサポートがあることが分かった。」「どうあったら自然に支え合っていくことに繋がるのだろう。」といった意見があり、関心のある受講者が多かった。また、障害種別を越えた交流があったことで、障害種別を越えて繋がり合いたい、ピアサポーター同士での集まりの場があると良いという意見もあがっていた。支援者として参加していた受講者は、支援者同士で各事業所の状況など密に情報交換していた。
- ・ ピアサポーターと共に研修に参加でき、共通認識ができた。障害をもつ者にある普遍的な共通項に気づくことができ、それぞれが私達だからできる支援の源泉になる部分なのだと感じた。
- ・ 今までで受講した研修で一番よかった。価値観がかわった。ピアサポーターとの協働は地域共生社会の実現にむけた架け橋になる。
- ・ ピアサポート活動について、理解が深まっている印象。
- ・ 昨年度のアンケート結果では、細かな反省点等はあったものの、有意義な研修だった旨の回答が大半であった。ピアサポーターが定期的に集まれる機会を作ってほしいという声も多かった。
- ・ 障がい種別や事業所によって活動内容が異なるので演習が難しいと思っていたが、講師から共通する悩みがあると説明を受けて、相手を知ろうとすることが大事だと思った。会話をするときは、相手を否定しないことを最も気を付けたいと思った。ピアサポーターとして多くの人の話を聞こうと思った。ピアサポートについて、正しい認識を周知していきたい。
- ・ 受講者からのアンケートより（抜粋）：いろんな不安があったが、方向性が見つめたように思う。「ピアサポーターをスタッフと利用者の間にいる立場の人と思っていたが、チームの一員であり、ピアサポーターとして持ち上げる必要はない」というかわり方が参考になった。
- ・ 日程については、土日に2日間連続開催を実施したこともあり、平日開催を希望あり。受講者ではないが、受講希望の方の中には情報確保として事前に資料のテキスト化の配布希望あり。企画運営と資料テキスト化を同時に進めることは時間的にもタイトと感じております。（資料は各講師で作成し、研修実施までにテキスト化をすることは予算や時間としてもかなり時間を要します。また手話通訳者も一人につき3名で対応しないとテキストの情報量も多くまた演習でも複雑な対応が必要です）
- ・ 非常によかった、よかったとの評価をいただいている。意義深く研修を受講できた、や、今後、定期的、継続的な実施を希望する などの意見が多くあった。
- ・ 受講者のアンケート結果として、ほとんどすべての講義及び演習で「とても参考になった」が9割以上だった。
- ・ 時間が長く、疲れてしまう方がいたが、反響としては概ね良好。特に自分のリカバリーストーリーの実成等は、自分を見つめ直すことができ、自信が持てると思ったという声が多数あった。

4-10 未実施・計画無自治体概要

未実施・計画無の理由は、多い順に「運営における人材確保が難しい」「財政上実施が難しい」「実施のノウハウがない」であった。

【研修を実施していない理由】

(単位：自治体)

	財政上実施が 難しい	運営における 人材確保が難しい	合理的配慮の 実施が難しい	実施の ノウハウがない	ニーズがない	その他
未実施・計画無	8	10	0	6	2	8
都道府県	4	3	0	3	1	3
政令指定都市	4	7	0	3	1	5

■その他の内容（単位：自治体（重複回答を含む））

- ・分類1：都道府県が実施している・実施予定のため（4）
- ・分類2：調整中・協議中・検討中のため（3）

5・まとめ

今回の調査において、都道府県及び政令指定都市の95.5%から回答が寄せられ、その結果、「実施した」が43.8%「未実施だが具体的な実施計画がある」が26.6%という結果を得た。7割を超える自治体で障害者ピアサポート研修事業への取り組みがなされているということが明らかになった。

また、研修を実施するにあたって、「実施した」「未実施だが具体的な実施計画がある」という45自治体のうち、29自治体が研修を実施するにあたっての組織があると回答していた。そして、「組織有」と回答した自治体の96.6%でその組織の構成員として障害当事者が参画しており、全組織構成員数における障害当事者構成員数の割合は、全自治体平均で39.4%であった。また、研修実施に際して、「講師」として参画している割合は100%、ファシリテーターとしての参画については、全体で84.4%となっており、都道府県よりも政令指定都市が若干平均で下回る傾向がみられた。障害種別で見ると、「精神障害」「肢体不自由」「難病」がいずれも上位を占めていた。

研修実施の年間予算は100～500万円という自治体が全体の約6割を占めており、その中に合理的配慮の予算を含む自治体と含まない自治体が混在している。合理的配慮の予算を計上している自治体においてその額は「11～50万」が最も多かった。合理的配慮の具体的な内容については、多い順に「会場（広さ、アクセス、障害者用駐車場、多目的トイレなど）」「テキストの事前配布」「テキストのルビや点字」であった。受講料については、「受講料なし」と回答した自治体は、基礎研修と専門研修で48.6%であり、フォローアップ研修は他の研修と比較して受講料にばらつきがみられた。

当事者参画については、当事者視点からの発信や合理的配慮に取り組む中で多くの気づきが得られたことや、当事者の声を受講者に響き、ロールモデルとなっていること、共に学び合い障害種別や障害の有無を超えた協働の体験になったことなどへの言及が多くみられた。未実施・計画無の自治体では、「運営における人材確保が難しい」「財政上実施が難しい」「実施のノウハウがない」というような意見が挙げられていた。

資料 1:調査票

令和 5 年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
障害者ピアサポート研修事業における
障害当事者の参画の実態把握及び方策についての調査研究
自治体アンケート

Q1. 自治体の名称をご記入ください。

Q2. 障害者ピアサポート研修(以下、研修)の実施状況について、あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- ア) 実施した (令和5年9月時点で開催中を含む) →Q3. (p.1)へ
- イ) 未実施だが具体的な実施計画がある →Q21. (p.7)へ
- ウ) 未実施で具体的な実施計画がない →Q36.(p.12)へ

Q3.~Q20.は Q2.で「ア) 実施した」と回答された方への質問です

Q3. 研修の準備開始時期について、あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- ア) 令和2年度以前
- イ) 令和3年度
- ウ) 令和4年度
- エ) 令和5年度

Q4. 研修の委託先はありますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「ある」と回答された方は、名称についてもご記入ください。

ア) ある

・委託先の名称をご記入ください

イ) ない (自治体直営)

Q5.研修実施のための組織(検討委員会など)はありますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「ある」と回答された方は、名称についてもご記入ください。

ア) ある

・組織の名称をご記入ください

イ) ない

Q6.研修実施のための組織に障害当事者は参加していますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「参加している」と回答された方は、人数と障害種別、その他の構成員についてもご記入ください。

「参加していない」と回答された方は、その理由についてもご記入ください。

ア) 参加している

・障害当事者の人数 人

・組織構成員として参加している障害当事者の主たる障害種別について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

視覚障害

高次脳機能障害

聴覚・言語障害

発達障害

肢体不自由

難病

知的障害

その他

精神障害

・障害当事者以外の組織構成員について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

行政担当者

学識経験者

障害福祉サービス等従事者

その他

障害当事者家族

イ) 参加していない

・理由

Q7. 研修の年間予算総額をご記入ください。

 円

Q8. 研修の年間予算総額のうち、合理的配慮の予算額(例:要約筆記者や手話通訳者の手配、情報保障ツールの入手など)をご記入ください。(予算を設けていない場合は、「0」円をご記入ください)

 円

Q9. Q8. で「0円」と回答された方にお尋ねします。

合理的配慮が必要になった場合の対処方法についてお聞かせください。(例:自治体から補填する、当該受講者、講師・ファシリテーター、組織構成員と個別に相談する、など)

Q10. これまで実施した研修の回数をそれぞれご記入ください。

基礎研修	回
専門研修	回
フォローアップ研修	回

Q11. 研修の対象者について、あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

ア) 全障害を対象としている

イ) その他

Q12. 直近に実施した基礎研修の定員をご記入ください。

	人
--	---

Q13. 今年度の研修の実施方法について、あてはまるものに○をつけてください。

	対面のみ	オンラインのみ	対面とオンラインのハイブリット
基礎研修			
専門研修			
フォローアップ研修			

Q14. 研修講師として障害当事者は参加していますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「参加している」と回答された方は、人数と障害種別についてもご記入ください。

「参加していない」と回答された方は、その理由についてもご記入ください。

ア) 参加している

・障害当事者の人数

 人

・講師として参加している障害当事者の主たる障害種別について、あてはまるものをすべて選び、をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 視覚障害 | <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 |
| <input type="checkbox"/> 聴覚・言語障害 | <input type="checkbox"/> 発達障害 |
| <input type="checkbox"/> 肢体不自由 | <input type="checkbox"/> 難病 |
| <input type="checkbox"/> 知的障害 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 精神障害 | |

--

イ) 参加していない

・理由

--

Q15. ファシリテーターとして障害当事者は参加していますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「参加している」と回答された方は、人数と障害種別についてもご記入ください。

「参加していない」と回答された方は、その理由についてもご記入ください。

ア) 参加している

・障害当事者の人数 人

・ファシリテーターとして参加している障害当事者の主たる障害種別について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 視覚障害 | <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 |
| <input type="checkbox"/> 聴覚・言語障害 | <input type="checkbox"/> 発達障害 |
| <input type="checkbox"/> 肢体不自由 | <input type="checkbox"/> 難病 |
| <input type="checkbox"/> 知的障害 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 精神障害 | <input type="text"/> |

イ) 参加していない

・理由

Q16. 研修で実施した合理的配慮について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

- 会場(広さ、アクセス、障害者用駐車場、多目的トイレなど)
- テキストのルビや点字
- テキストの事前配布
- 要約筆記や通訳の手配
- 介助者の手配
- 情報保障ツール(字幕用スクリーンやパーテーションなど)の設置
- その他

Q17. 研修における障害当事者の企画・運営、講師・ファシリテーターとしての参画について、ご意見をお聞かせください。

Q18. 研修実施後の参加者からの反響についてお聞かせください。(参加者アンケートの結果の概要など)

Q19. 当該自治体内で、経過措置として実施している任意団体等による研修について、把握しているものがあればご記入ください。

Q20. その他、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

Q2.で「ア) 実施した」と回答された方への質問は以上です

ご協力ありがとうございました

**Q21.~Q34.は Q2.で「イ）未実施だが具体的な実施計画がある」
と回答された方への質問です**

Q21. 研修の準備開始時期について、あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- ア) 令和2年度以前
- イ) 令和3年度
- ウ) 令和4年度
- エ) 令和5年度

Q22. 研修の委託先はありますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。
「ある」と回答された方は、名称についてもご記入ください。

ア) ある

・委託先の名称をご記入ください

イ) ない（自治体直営）

Q23. 研修実施のための組織(検討委員会など)はありますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。
「ある」と回答された方は、名称についてもご記入ください。

ア) ある

・組織の名称をご記入ください

イ) ない

Q24. 研修実施のための組織に障害当事者は参加していますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。
「参加している」と回答された方は、人数と障害種別、その他の構成員についてもご記入ください。

「参加していない」と回答された方は、その理由についてもご記入ください。

ア) 参加している

・障害当事者の人数 人

・組織構成員として参加している障害当事者の主たる障害種別について、あてはまるものをすべて選び、をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 視覚障害 | <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 |
| <input type="checkbox"/> 聴覚・言語障害 | <input type="checkbox"/> 発達障害 |
| <input type="checkbox"/> 肢体不自由 | <input type="checkbox"/> 難病 |
| <input type="checkbox"/> 知的障害 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 精神障害 | <input type="text"/> |

・障害当事者以外の組織構成員について、あてはまるものをすべて選び、をつけてください。

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 行政担当者 | <input type="checkbox"/> 学識経験者 |
| <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等従事者 | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 障害当事者家族 | <input type="text"/> |

イ) 参加していない

・理由

Q25. 研修の年間予算総額をご記入ください。

 円

Q26. 研修の年間予算総額のうち、合理的配慮の予算額(例:要約筆記者や手話通訳者の手配、情報保障ツールの入手など)をご記入ください。(予算を設けていない場合は、「0」円をご記入ください)

 円

Q27. Q26. で「0円」と回答された方にお尋ねします。

合理的配慮が必要になった場合の対処方法についてお聞かせください。(例:自治体から補填する、当該受講者、講師・ファシリテーター、組織構成員と個別に相談する、など)

Q28. 実施予定の研修をすべて選び、☑をつけてください。

- 基礎研修
- 専門研修
- フォローアップ研修

Q29. 実施予定の研修の対象者について、あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- ア) 全障害
- イ) 精神障害のみ
- ウ) その他

Q30. 実施予定の基礎研修の定員をご記入ください。

 人

Q31. 研修講師として障害当事者は参加しますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「参加する」と回答された方は、人数と障害種別についてもご記入ください。

「参加しない」と回答された方は、その理由についてもご記入ください。

ア) 参加する

・障害当事者の人数 人

・講師として参加する障害当事者の主たる障害種別について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 視覚障害 | <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害 |
| <input type="checkbox"/> 聴覚・言語障害 | <input type="checkbox"/> 発達障害 |
| <input type="checkbox"/> 肢体不自由 | <input type="checkbox"/> 難病 |

- 知的障害
- 精神障害

その他

イ) 参加しない
・理由

Q32. ファシリテーターとして障害当事者は参加しますか？ あてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

「参加する」と回答された方は、人数と障害種別についてもご記入ください。

「参加しない」と回答された方は、その理由についてもご記入ください。

ア) 参加する

・障害当事者の人数 人

・ファシリテーターとして参加する障害当事者の主たる障害種別について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

- 視覚障害
- 聴覚・言語障害
- 肢体不自由
- 知的障害
- 精神障害

- 高次脳機能障害
- 発達障害
- 難病
- その他

イ) 参加しない
・理由

Q33. 研修で実施を予定している合理的配慮について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

- 会場(広さ、アクセス、障害者用駐車場、多目的トイレなど)
- テキストのルビや点字
- テキストの事前配布
- 要約筆記や通訳の手配
- 介助者の手配
- 情報保障ツール(字幕用スクリーンやパーテーションなど)の設置
- その他

Q34. 研修における障害当事者の企画・運営、講師・ファシリテーターとしての参画について、ご意見をお聞かせください。

Q35. その他、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

Q2 で「イ) 未実施だが具体的な実施計画がある」と回答された方への質問は以上です

ご協力ありがとうございました

**Q36.~Q37.は Q2.で「ウ) 未実施で具体的な実施計画がない」
と回答された方への質問です**

Q36. 研修を実施していない理由について、あてはまるものをすべて選び、☑をつけてください。

- 財政上実施が難しい
- 運営における人員確保が難しい
- 合理的配慮の実施が難しい
- 実施のノウハウがない
- ニーズがない
- その他

Q37. その他、ご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

Q2 で「ウ) 未実施で具体的な実施計画がない」と回答された方への質問は以上です
ご協力ありがとうございました

第3章 障害者ピアサポート研修事業の実施に係るガイドブックの作成

1. ガイドブック作成の目的

障害福祉サービスにおいて、当事者主体の実践が展開されていくためにピアサポーターの雇用が大きな役割を果たすことが期待される。各都道府県及び政令指定都市において障害者ピアサポート研修事業が実施され、障害福祉サービスの中で職員としてピアサポーターが活躍する環境が整うことが望まれている。障害者ピアサポート研修事業は実施要綱において、「自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする」とされている。その目的を達成するために、多様な障害領域のピアサポーター及び障害福祉サービスの管理者等の職員も一緒に研修を受けることとなっている。しかし、多様な障害者と障害福祉サービスの職員が一緒に受講する研修はあまり前例のない研修であり、合理的配慮の必要性を含め、担当する自治体職員にとって経験がない部分も大きい。そこで、今後、今以上に多くの自治体で障害者ピアサポート研修事業が普及し、障害福祉サービスの質の向上に寄与できるピアサポーターの養成及びその定着が叶えられるよう研修実施に係るガイドブックの作成を行うこととした。

2. ガイドブックの対象

ガイドブックの作成にあたり、検討委員の中でワーキンググループを組織した。ワーキンググループでの検討はガイドブックの対象をどう設定するのかというところから始まった。本事業でのアンケート結果では、実施している自治体 28 ヶ所のうち、自治体が直接実施しているのは 2 ヶ所、26 ヶ所は事業を委託して実施している。そのため、自治体職員にはもちろん参考にしてもらいたいし、担当変更の際の引継ぎなどにも活用してもらいたい、委託先で実際に事業を運営する人たちにも役に立つ内容にする必要があるのではないかという議論があった。さらに、障害者ピアサポート研修事業の内容を検討する人たちや講師・ファシリテーター等を担う人たちにも参考にしてもらえるような内容も盛り込むことになった。研修事業の目的をしっかりと押さえた上で、研修事業を創り上げていくプロセスにおいても当事者参画の重要性と具体的な方法を記述することの重要性を確認した。

3. ガイドブックの内容

実際の内容としては、障害者ピアサポート研修事業を担当する行政の職員にピアサポート研修の意義を理解してもらいつつ、委託団体と手を組み、当事者参画にも気を配りながら研修をやり終えていくプロセスを追いながら、その過程において、重要なことを記載していくこととなった。そして、研修の実施前の準備段階から終了まで、どの時期に何をするのか、その際に留意しなければならないことについて読み手を意識しながらまとめていった。また、現在障害者ピアサポート研修事業にはじめて取り組んでいる自治体に、ガイドブックの記載事項に目を通してもらい、研修実施に役立つのかどうか、確認してもらった作業も行った。しかし、どんなに書き込んでもイメージがわからないことも想定し、先駆的に取り組んできたいくつかの自治体の例も挙げることにした。

以下にガイドブックの構成を示す。

プロローグ

1. 研修事業実施に向けて
2. 障害者ピアサポート研修事業の理解
3. 障害者ピアサポート研修事業の実施体制
4. 障害者ピアサポート研修事業の具体的検討
5. 障害者ピアサポート研修の実施
6. 研修当日
7. 研修終了後

エピローグ

自治体の取り組み事例

令和5年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業
「障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の
実態把握及び方策についての調査研究」

障害者ピアサポート研修事業 ガイドブック

2024年3月21日
社会福祉法人豊芯会

目次

プロローグ	43
1. 事業実施に向けて	45
(1) 自治体におけるピアサポーター養成に関するビジョン	
(2) 予算をどうするのか	
(3) 民間委託する場合	
(4) 障害者ピアサポート研修を実施するための組織検討	
2. 障害者ピアサポート研修事業の理解	49
(1) 本研修の制度化までの経緯	
(2) 障害者ピアサポート研修事業の目的と対象	
3. 障害者ピアサポート研修事業の実施体制	51
(1) 実施体制づくり	
(2) 企画検討委員会の設置要綱の策定	
(3) 企画検討委員の選定・委嘱	
(4) 企画検討委員会での検討スケジュールと内容	
(5) 受講対象者の明確化	
(6) 研修の実施方法	
4. 障害者ピアサポート研修事業の具体的検討	60
(1) 年間予定と講師・ファシリテーターの必要人数を検討する	
(2) 講師・ファシリテーターの必要人数検討・依頼	
(3) 講師・ファシリテーターの研修会や相談	
(4) 会場の確保と日程の確定	
(5) 募集要項の作成、参加者募集	
(6) 受講者の確定(名簿作成)と通知	
(7) 受講者のグループ分けと会場での配置	
(8) ファシリテーターの割付け	
(9) 修了証の作成	
(10) 備品の準備、資料の配送など	
(11) 合理的配慮の手配	
(12) 当日についての連絡と当日の運営体制に確認	
5. 障害者ピアサポート研修の実際	71
(1) 講師・ファシリテーターの準備	

(2) 受講者へのアンケートの作成	
(3) 当日の運営体制	
(4) 想定されるイレギュラー事項	
6. 研修当日	80
(1) 会場の設営	
(2) 資料の配布	
(3) 事前の打ち合わせ	
(4) 事後の打ち合わせ	
7. 研修終了後	85
(1) 企画検討委員会の開催と受講者の名簿管理	
エピローグ	88
(1) より良い研修のために。さらなる学びの場を求めて。	
(2) 障害者ピアサポート研修を実施することでのピアサポーターの雇用の 広がり地域づくり	
(3) 講師・ファシリテーターを担う人材の育成(ピアサポートの種まき)	
(4) 障害種別を超えたピアサポートに関するネットワーク	
自治体の取り組み事例	96
・福島県	
『初開催時から5障害(身体・知的・難病・高次脳機能障害・精神)の当事者が企 画検討委員会に参画』	
・埼玉県	
『ピアサポーターがつくるイノベーション～我が国の地域共生社会の構築にむけ て～』	
・富山県	
『これまでの各障害領域の取組みを研修に反映し、受講生から講師・ファシリテ ーターを育成』	
・大阪府と堺市	
『府と政令市が合同開催、役割分担しながら直営で企画運営』	
・宮崎県	
『障害当事者と専門職と県で実行委員会を定期開催して、しっかり官民協働で 企画運営』	

プロローグ

本ガイドラインは、厚生労働省令和 5 年度障害者総合福祉推進事業「障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の実態把握及び方策についての調査研究」の一環として作成しました。令和 2 年に障害者ピアサポート研修事業が地域生活支援事業に位置づけられ、令和 3 年の障害福祉サービス等の報酬改定によって、ピアサポート体制加算と実施加算が認められたことから、多くの自治体で研修が実施されるようになりました。

研修が実施されている自治体では、研修受講の募集に対して、多くの参加希望が寄せられていると聞いています。それほど、ピアサポーターの活躍に関する期待は大きいものがあります。

しかし、多様な障害のある方々が参加する研修は自治体や委託先の方にとって初めての経験という声も聞かれ、講師やファシリテーターの確保が難しいという状況もあろうかと思えます。自治体において、障害者ピアサポート研修事業を実施されるみなさまにとって、少しでも役に立つ情報を届けたいという気持ちで、これまで障害者ピアサポート研修にかかわってきた経験に基づいて、重要な点をまとめました。

本ガイドラインは

自治体の職員の方(異動の際の引継ぎ時を含む)
障害者ピアサポート研修事業の委託先の方

はもちろん、

研修内容の企画、検討にかかわっている方
研修の講師・ファシリテーター等としてかかわっている方

にも参考にさせていただきたいと思っています。

そして、今後福祉人材としても重要な位置づけを担うピアサポーターの雇用が進み、当事者を中心に据えた支援があたりまえのこととして定着することを願ってやみません。



私は櫻井です。
3年前に〇〇県に就職しました。これまでは、福祉とは全く違う部署にいたのですが、この春に障害福祉課に配属されました。

櫻井さん、君には今年度から実施することになったピアサポート研修事業も担当してもらおうと思ってるんだ。当事者中心の福祉を推進していくためには、ピアサポーターの育成は重要な意味をもつからね。君の行政職としての成長にも期待しているよ。



立花障害福祉課長



わからないことばかりですが、頑張ります！

にしても
ピアサポートって
何だろう??



ピアサポートとは、同じような経験がある人(ピア=仲間)同志の支えあいです。

それは、障害のある人たちだけに特有のことではなく、同じような病気を経験した人たちや同じ環境や立場に身をおいている人たちのささえあいをいいます。

また、障害者ピアサポート研修事業の対象は、障害福祉サービス事業所で雇用されるピアサポーターとその職場の職員ですが、障害の領域におけるピアサポートは、個人的に悩みごとを話したり、聞いたりという支えあいや、地域でグループとして活動したり、さまざまな活動を含んでいるのです。

1. 事業実施に向けて

(1) 自治体におけるピアサポーター養成に関するビジョン

障害者のピアサポートに関しては、自治体によってこれまでの取り組みの歴史も異なりますし、障害福祉サービスにおける配置状況も異なります。そして、今後、障害福祉領域のピアサポーターをどの程度養成し、どう活用していくのか、あるいはピアサポーターが活躍できる環境の整備や配置の促進にどのように取り組んでいくのかは、その自治体によるといえます。

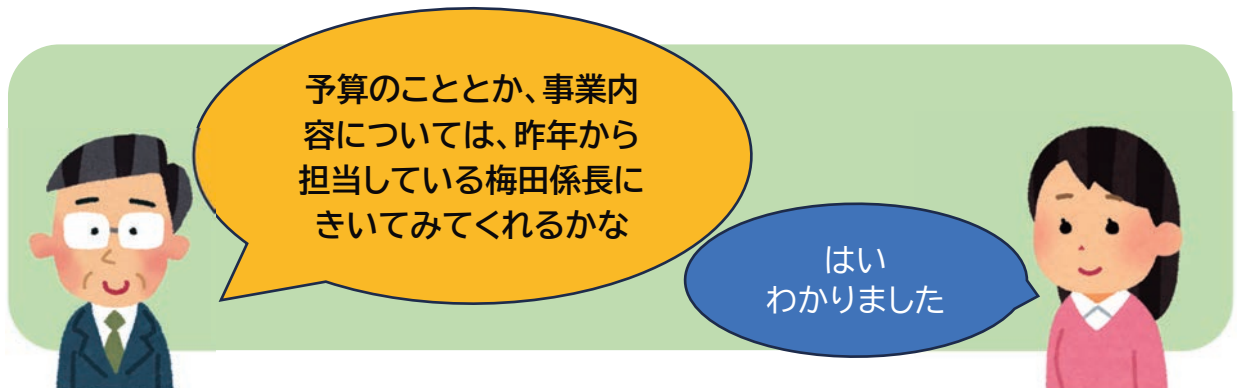
障害福祉サービスにおいて、ピアサポートにかかわる加算が認められたことが大きなきっかけとなって実施が進められている障害者ピアサポート研修ではありますが、各自治体がどのようなビジョンを持って、この事業を実施しようとするのかということを確認しながら進めていただくことが重要です。

(2) 予算をどうするのか

通常、実施年度の前年度に予算を確保する必要があります。

- 研修準備のための会議に関する費用(対面であれば、場所の確保、外部の人に出席依頼するのであれば、交通費、謝金、参加される方の合理的配慮にかかわる費用など)
- 研修実施にかかわる事前準備のための費用(印刷や発送、名札や文房具などの備品購入、合理的配慮が必要なかたに応じた資料作成費用など)
- 当日かかる費用(会場費:備品の貸し出し費用、人件費:講師・ファシリテーター、交通費、お弁当代、合理的配慮に係る費用など)

また、事業そのものを民間法人に委託されるのか、直接実施されるのかによっても確保する予算が大きく異なってきます。確保できる予算が少ない場合に、受講料をもらうという選択もないわけではありません。そのあたりは自治体の考え次第ということになります。





(3)民間委託する場合

現状ではほとんどの自治体が民間の法人等に委託していますが、その場合、委託先をどこにするのかということも大きな問題です。多様な障害のある方、そうした当事者の方を支援している支援者の方に参加していただくことを考えると、もともとピアサポートに関する活動を実施していたり、ネットワークがある法人があればいいのですが、すべての障害にかかわる団体とネットワークを持っているような法人はそれほど多くはありません。しかし今後、障害者ピアサポート養成研修を継続して実施していくこと、そして、ピアサポート活動を推進していくことを考えると、ネットワークを活用して多くの障害領域にアプローチできる団体が好ましいと言えます。また、自治体も委託したら、そこにお任せということではなく、協力体制を維持していただくことが大切です。

委託した場合に、本研修事業を実施するにあたって、委託先の業務と自治体の行う業務の振り分けをはっきりさせておくことも、漏れを少なくするために有効かもしれません。そして、委託先(事務局)と研修を検討するために作られた組織の役割の明確化もまた、必要となります。その作業は一方的なものではなく、すり合わせる形で行われるとその後の研修実施に至るプロセスもまた、円滑なものになっていきます。障害者ピアサポート研修事業が上手くいく大きな要因は事業にかかわる皆さん同士のコミュニケーションにかかっています。

(4)障害者ピアサポート研修を実施するための組織の検討

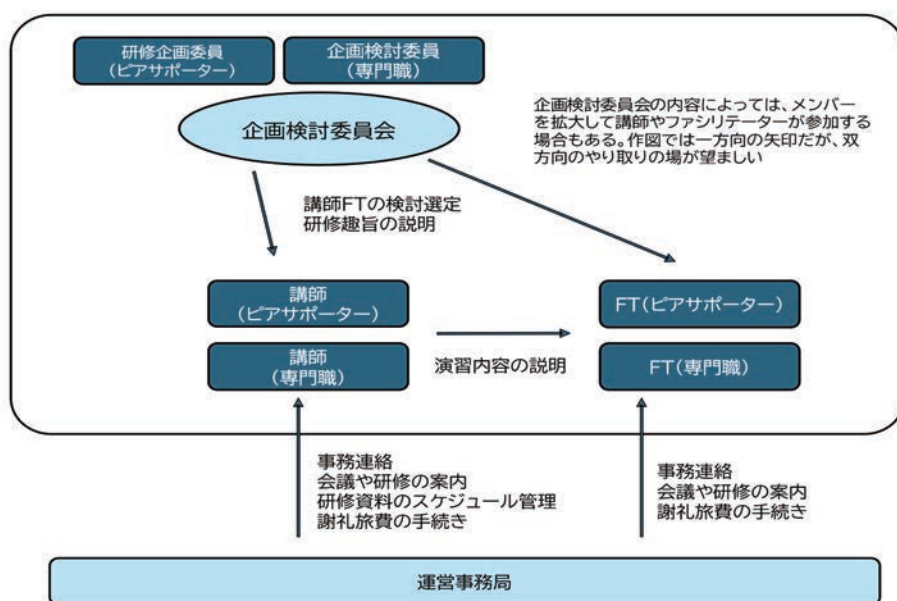
障害者ピアサポート研修事業は多様な障害の方々、支援者の方々が参加される

ので、事務局の人だけでは完結できないことも多くあります。ですので、検討委員会や企画委員会というような名称で、研修について話し合う場を設置しておく、実際、委員会の委員となられる方の多くが講師やファシリテーターを担うことにもなりますので、研修実施に向けたプロセスを共有しながら進めていくことができます。ただし、都道府県の仕組みの中に位置づける場合には、設置要綱の作成にはじまり、さまざまな自治体独自の手続きが必要となりますし、結果として制約も出てくることになるかと思えます。

障害者ピアサポート研修事業の実施に際して、その枠組みや既存の資料など、多くの情報を皆さんで学ぶことから歩を進めていただくと、核になる人たちの凝集性も高まり、研修の質にプラスの影響を及ぼすのではないかと思います。大きな枠組みは国によって示されているわけですが、先に述べたように、それぞれの自治体がどのようなビジョンをもって、ピアサポート活動を進めていくのかというような議論ができる場をぜひ、あらかじめ設定しておいていただくとありがたいと思います。



企画検討委員会と事務局の役割のイメージ



研修を担う人材

<p>企画検討委員 (ピアサポーター)</p> <p>研修企画委員 (専門職)</p> <p>研修企画委員会</p>	<p>研修内容や体制を検討する合議体(ここでは企画検討委員会)。構成員はピアサポーター(あるいは障害当事者)と専門職、場合によって学識経験者によって構成される。たとえば、研修の年間予定、講師ファシリテーターの選定、講義・演習内容の検討、合理的配慮などを検討</p>
<p>講師 (ピアサポーター)</p> <p>講師 (専門職)</p>	<p>講義及び演習の講師を担う。要綱の規定によりピアサポーター(準ずる障害当事者)と専門職の講師を配置する必要がある。</p>
<p>FT(ピアサポーター)</p> <p>FT(専門職)</p>	<p>演習におけるグループファシリテーター。国指導者研修などでピアサポーター(準ずる障害当事者)と専門職のペアが望ましいとしている。</p>
<p>運営事務局</p>	<p>研修の運営実務を担う。たとえば、会場や備品の確保、受講受付、名簿や資料の作成、合理的配慮の手配、問い合わせへの対応など。</p>

直営と委託のイメージ

	企画検討委員会の開催	研修企画	事務局運営
すべて直営パターン	直営	直営	直営
直営と委託の混合パターン	直営	委託	委託
同一法人にすべて委託するパターン	委託	委託	委託
委託先が複数のパターン	委託(A法人)	委託(A法人)	委託(B法人)

自治体の実状にあわせて、委託する場合、どの範囲を委託するかを検討する必要があります。

委託はするが企画検討委員会の開催は自治体が主体となって行うパターンがあります。また、研修企画と事務局運営(いわゆるロジ周り)を別々の法人に委託するパターンもあり、ピアサポーターや専門職とのネットワークに強い法人と研修実務が得意な法人で役割分担を期待することが多いです。

2. 障害者ピアサポート研修事業の理解

(1)本研修の制度化までの経緯

令和3年度の報酬改定で障害福祉サービスにおいてピアサポーターの加算が認められましたが、障害福祉領域では以前からピアサポートが様々な場面で活用されており、研究事業等における検討も行われてきた経過があります。今回、それらの成果の上に国の「障害者ピアサポート研修事業」が組み上がったのです。

現在、「障害者ピアサポート研修事業」の実施に際して参照されているのは、厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 障害者政策総合研究として平成28年度から平成30年度に実施した「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」の研究成果です。その後の2年間、同じく厚生労働科学研究費補助金により「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」をほぼ同じ構成メンバーで実施してきました。その間に、基礎研修、専門研修(精神障害版)、フォローアップ研修(精神障害版)のテキスト及び、基礎研修テキストの分かりやすい版、研修を普及するための講師・ファシリテーター養成プログラムを作成し、5年間の研究を終えましたが、研究の成果は、令和2年度から予算化された国の地域生活支援事業の任意事業「障害者ピアサポート研修事業」として実を結んだのです。さらに、ご存知のとおり、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、ピアサポートの専門性がピアサポート体制加算、実施加算という形で評価されたことにより、各自治体での研修が実施されるに至ったのです。その後、令和3年度から令和5年度に実施(社会福祉法人豊芯会が受託)した厚生労働省障害者総合福祉推進事業により、研修シラバスの作成、専門研修、フォローアップ研修の障害統合版テキストの作成、研修の合理的配慮に関する資料の作成などが行われてきました。詳しくは以下の厚労省のホームページをご覧ください。

[障害福祉サービス等 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/service/index_00001.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougais_hahukushi/service/index_00001.html

13 障害者の地域移行に係る障害福祉サービス等について

(2)障害者ピアサポート研修事業の目的と対象

「ピアサポート」とはもともと、仲間どうしの支えあいであり、日常の生活のなかにもピアサポートを活用できる場面もまた多様です。では、「障害者ピアサポート研修事業」で実施する研修は、誰を対象にし、何を目的としているのでしょうか。

「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」(令和 2 年 3 月 6 日付け障発 0306 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下、「国要綱」という。)では、その目的を「自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。」としています。

つまり、ピアサポートそのものは非常に幅広いものですが、本研修事業は、障害福祉サービス等で雇用されて働くピアサポーターの養成を目的としています。さらに、ピアサポーターと協働する事業所職員も一緒に受講することで、ピアサポートの専門性への理解を深め、お互いが働きやすい環境をつくっていくことをめざしているのです。



3. 障害者ピアサポート研修事業の実施体制

(1)実施体制づくり

障害者ピアサポート研修の規模は、企画運営に限っても担当者ひとりだけが作業するには現実的ではないものです。得意分野を持つ複数の協力者が役割を分担することで研修を実現できます。自治体で活動する障害種別の当事者、専門職、行政の関係者の力を結集し、チームを組んで研修を企画運営していきます。研修の場そのものがピアサポートや協働を体現できること、自治体でのピアサポートを活かした障害福祉サービスの質の向上が期待できます。

この研修に関わる担い手は、自治体職員以外に①企画検討委員会(自治体によって呼称はさまざまですが、本ガイドブックでは研修内容を検討する組織を便宜的に企画検討委員会と呼びます)の委員、②講師、③ファシリテーター、④事務局スタッフ(設営など、サポートのスタッフを含む)などを想定しています。

研修を実施する組織は、①研修の企画を検討する会議体としての「企画検討委員会」、②研修の実務を担う事務局に大別できます。

企画検討委員会

研修の企画を検討する会議体。たとえば、研修の年間予定、講師ファシリテーターの選定、講義・演習内容の検討、合理的配慮などを検討

事務局

研修の実務を担当。たとえば、会場や備品の確保、受講受付、名簿や資料の作成、合理的配慮の手配、問い合わせへの対応など

(2)企画検討委員会の設置要綱の策定

企画検討委員会の一般原則、開催、運営、記録などの要綱を定めて文書にまとめておくことも必要です。

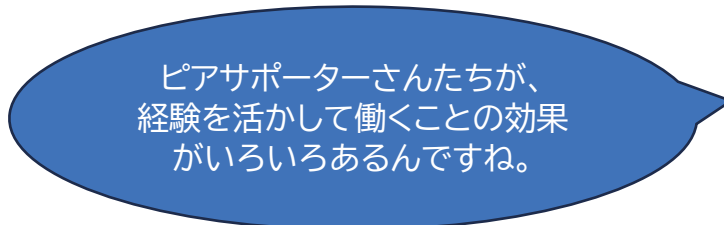
- 要綱の項目例:企画検討委員会の目的、検討事項、委員の構成、委員の任期、会議(委員長の選任、定足数、代理出席など)、謝金、事務局など

国の要綱に示されている標準的なカリキュラムかそれ以上の内容を実施し、そのための研修にふさわしい講師とファシリテーターを選任することが求められます。

国要綱は「研修の企画にあたっては、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が携わっていることが望ましい」とあります。研修の企画段階から当事者が参画し、障害当事者の立場からの意見や視点を取り入れられ、研修の企画立案と実施がなされることが重要です。自治体の要綱においても積極的な当事者参画について触れられていると良いでしょう。



障害者ピアサポート研修事業は、障害福祉サービスでピアサポーターが専門職と協働しながら働くことを目指して実施されています。これまでサービスの受け手だと考えられてきた僕たちがサービスを提供する側に立つことで、もっと、当事者の人たちのことを考えたサービス提供ができると思うんですよ。



ピアサポーターさんたちが、
経験を活かして働くことの効果
がいろいろあるんですね。

さらに多様な障害領域のピアサポーター(あるいは当事者)、支援者などが参加できることが重要です。

研修の方向性や内容に迷いが生じたときに、障害当事者を含めた議論と合意がなされていることで前に進むことができます。専門職のみの委員会では迷いのある問題に直面しても自信を持って決められないかもしれません。当事者と一緒に考える体制を作りましょう。

また、「研修の実施にあたっては、受講者が障害当事者であること、また、事業所等に雇用されている者であることを踏まえ、コミュニケーション支援などの受講環境や休憩時間等に配慮すること」(同)と合理的配慮の提供について明記しています。障害者差別解消法の改正にともない令和 6 年 4 月から民間事業者への合理的配慮の提供が法的義務化されていることも踏まえると、合理的配慮について検討できる体制をつくることも企画検討委員会の役割です。

なお、単年度の研修実施にとどまらず、今後の研修を担う人材の確保や自治体におけるピアサポートの体制づくりを踏まえた人材育成の視点も必要になるでしょう。

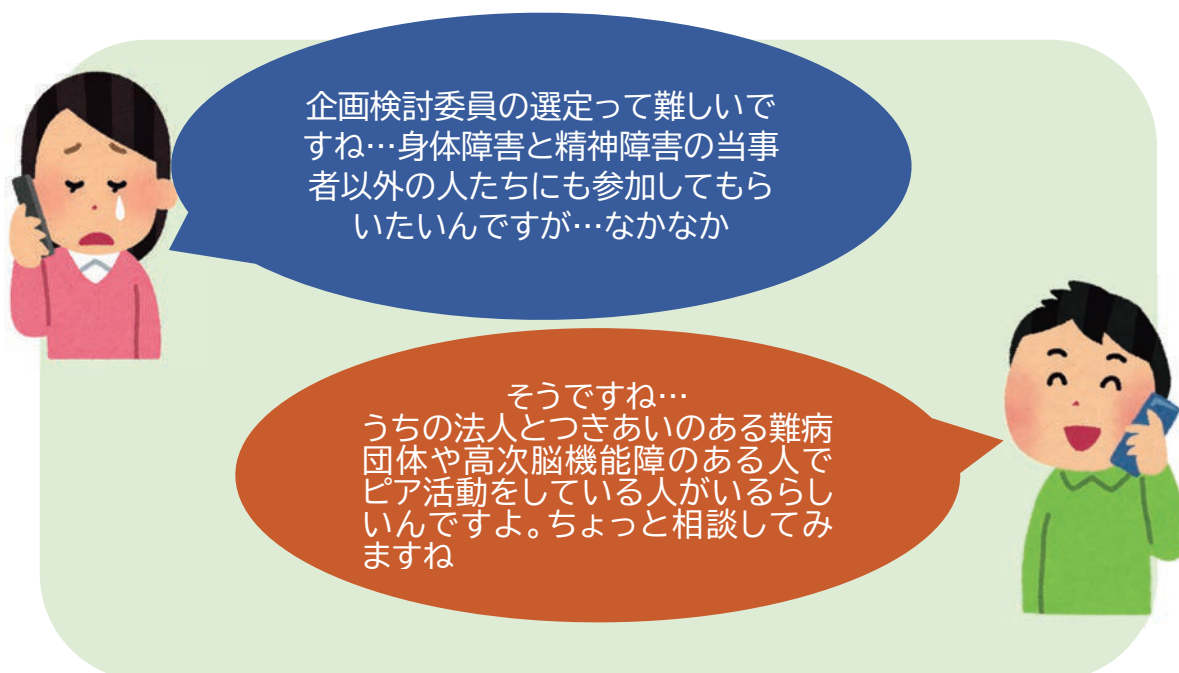
(3)企画検討委員の選定・委嘱

委員の構成は、ピアサポーター(または準ずる障害当事者)、専門職、学識経験者などで構成されます。

- A 自治体の構成員の例:ピアサポーター(身体)、ピアサポーター(精神)、障害当事者(難病)、専門職(精神)、専門職(知的)、専門職(高次脳機能障害)オブザーバー(学識経験者)、オブザーバー(精神) ※ 知的、高次脳機能障害の当事者委員の参画が課題として上げられている
- B 自治体の構成員の例:ピアサポーター(身体)、ピアサポーター(精神)、ピアサポーター(難病)、専門職(精神)、専門職(障害者ピアサポート研修事業普及協会)*障害者ピアサポート研修事業普及協会とは、研修事業のプログラムの構築を行った厚生労働省科学研究費補助金事業にかかわった協力者で構成される任意団体で、協力を求める自治体に対して障害者ピアサポート研修事業のスライドや映像を提供している。

企画検討委員には、複数のピアサポーターの参加が望ましく、障害当事者が少数にならないように意識してください。

多様な障害領域の当事者や専門職の参加がのぞましいですが、自治体によっては、精神障害領域を対象とした養成研修から始めたという例もあります。今後を見据えて精神障害領域以外の当事者や専門職などが参画できるように声をかけていくことが大事です。



障害ピアサポーターの雇用はまだ増え始めたばかりです。行政や委託団体がピアサポーターの所在や活動を把握できていないことがあります。多様な障害領域のピアサポーターに委員を依頼したいけれども、誰に声をかければ良いのだろう？という悩みが想像できます。あるいは、ピアサポーターや当事者が自治体に多くいるからこそかえって誰に声をかけて良いのか悩む例があるかもしれません。候補を探すために次のルートが考えられます。

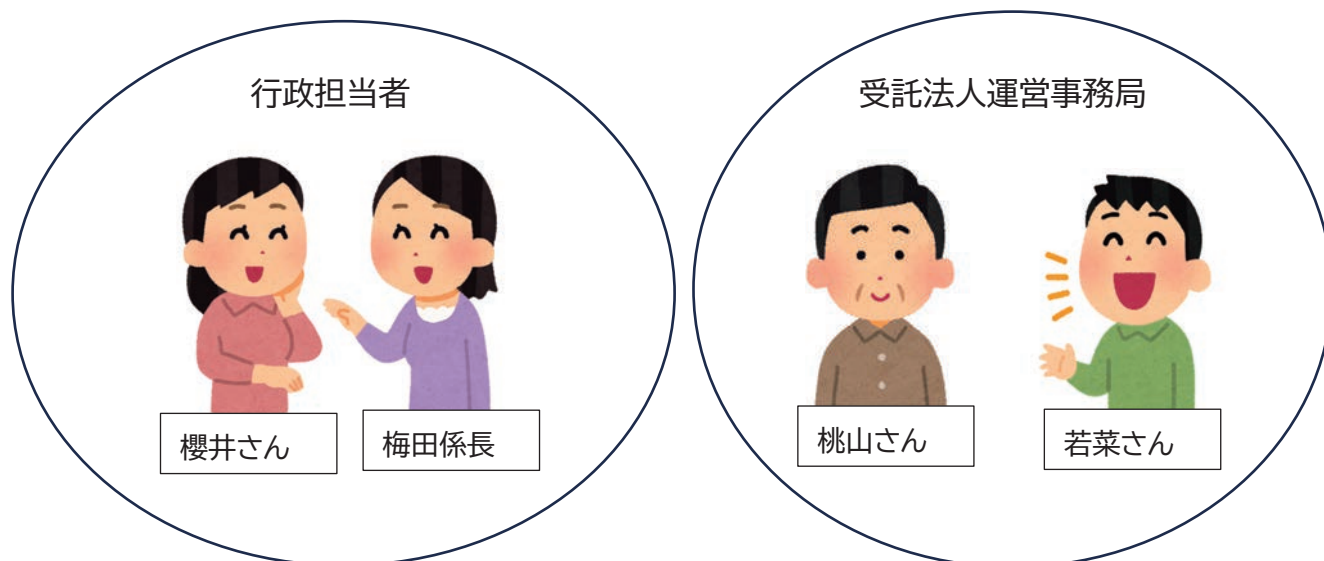
- ・自治体にある障害者団体等に推薦をお願いする、あるいは相談する。
- ・自治体ですでに活動しているピアサポーターやピアサポートのグループに相談する。
- ・障害者組織の全国組織に相談する。
- ・障害領域に精通する専門職や学識経験者に相談する。
- ・自立支援協議会などに参画していて当事者ネットワークのある当事者に相談する

複数の手段をとることで多様な委員が選定され、研修の質と公平性、中立性が担保されます。

障害の種別によっては、自治体レベルでの団体が結成されていることがありますが、家族や支援者の団体しかないという場合もあります。自治体レベルの障害者団体に限定せずに、各地で活動しているピアサポーターやピアサポート活動を行っているグループにアプローチすることも視野に入れましょう。意義のある実践を行っているピアサポートのグループもあり、それらに参画してもらうことで今後のピアサポーターの普及の協力者を得られる可能性があります。

留意したい点として、行政が関わる会議に参加した経験が少ない人もいることを意識しておきましょう。障害者団体や組織に所属している委員は委員会での議論を所属組織に持ち帰り検討することができますが、所属がない委員は自分自身や独自のネットワークに頼ることになります。丁寧な情報提供、進行や議論を行うことが求められます。委員会における合理的配慮の提供のやり取りがなされることも必要です。

<運営にかかわるメンバー>



〇〇県障害者ピアサポート研修事業 企画検討委員

長年精神障害者のピアサポーターと一緒に働いてきた経験があり、〇〇県内でも比較的大きな社会福祉法人の理事長でもある柏さんに企画検討委員会の委員長を、高次脳機能障害の当事者活動をされている柳田さんに副委員長を依頼しました。



(4)企画検討委員会での検討スケジュールと内容

企画検討委員会のスケジュールは、①自治体におけるピアサポートの状況把握と研修の方向性を検討する段階、②講師とファシリテーターを選定し、実施体制を確定する段階、③講義と演習内容を確定し、ファシリテーター向けの説明会を行う段階、④研修の実施、⑤振り返りに大きく分類できます。③、④、⑤は基礎研修、専門研修、フォローアップ研修それぞれ行われます。

①自治体におけるピアサポートの状況把握と研修の方向性を検討する段階

- 研修目的の確認
- 自治体におけるピアサポートの状況把握
- 養成するピアサポーター像の整理と研修の規模
- 研修スケジュール
- 受講対象者の明確化と選定方法
- 研修修了の基準
- 合理的配慮の検討

研修の目的が企画検討委員会で共有され、研修の実施が目的化しないようにしましょう。

障害領域ごとでピアサポートの状況を把握しておくことが必要です。障害福祉サービス事業所におけるピアサポーターの配置のみならず、障害当事者が中心に運営している当事者会などインフォーマルなピアサポート活動も把握できると良いでしょう。ピアサポートの加算対象となる事業者数や研修の受講ニーズを調査しておくことも必要です。

②講師とファシリテーターを選定し、実施体制を確定する段階

- 講師とファシリテーターの選定
- 講義と演習担当者の決定

③講義と演習内容を確定し、ファシリテーター向けの説明会をおこなう段階

- 研修の講義と演習内容の検討とファシリテーターの留意事項の整理
- 受講者に応じた個別の合理的配慮の検討
- 研修に向けたファシリテーター説明会(上記の留意事項の共有)

④研修の実施

- 研修の実施

⑤振り返り

- 研修の振り返り
- 次年度に向けた課題整理

スケジュールの例

- 第1回検討(企画)委員会:研修目的の確認、自治体におけるピアサポートの状況把握、ピアサポーター像の整理と研修規模、研修スケジュール
- 第2～3回検討(企画)委員会:講師とファシリテーターの選定、受講対象者の明確化と選定方法、研修修了の基準、合理的配慮の検討
- 第4回検討(企画)委員会:基礎研修の講義と演習内容の確定、基礎研修に向けたファシリテーター向け説明会の実施、個別の合理的配慮の検討
- 基礎研修の実施
- 第5回検討(企画)委員会:基礎研修の振り返り、専門研修の講義と演習内容の確定、専門研修に向けたファシリテーター向け説明会の実施
- 専門研修の実施
- 第6回検討(企画)委員会:専門研修の振り返り、フォローアップ研修の講義と演習内容の確定、フォローアップ研修に向けたファシリテーター向け説明会の実施
- フォローアップ研修の実施
- 第7回検討(企画)委員会:振り返り

検討(企画)委員会をオンラインで開催することも考えられますが、初めての顔合わせを丁寧に行い、チームの一体感を高めるには初回の委員会は対面で行うなどの工夫もできそうです。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1回企画検討委員会	第2回企画検討委員会	第3回企画検討委員会	第4回企画検討委員会	講師・ファシリテーター説明会	基礎研修の実施	第5回企画検討委員会	専門研修の実施	第6回企画検討委員会		フォローアップ研修の実施	第7回企画検討委員会

(5)受講対象者の明確化

国要綱は受講対象者を次の者としています。

- ①障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者
なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。
- ② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働して支援を行う者

定員の関係や自治体におけるピアサポートの促進や研修効果を踏まえて受講対象者を検討すべきです。意図しない出来事が起こりえます。たとえば、加算を取得する目的での受講で必ずしもピアサポートに関心がない受講者ばかりになってしまった、あるいは、体験発表などの当事者活動に強い関心があるが障害福祉サービスにおける活動に興味がない障害当事者ばかりになってしまうことが想像できます。

企画検討委員会において受講対象者の優先順位を検討しておき、実施要項などで告知しておくとい良いでしょう。

【優先順位の例】

<ピアサポーターの場合>

- ① 障害の経験を活かしてピアサポーターとして雇用されている、または、今年度中に雇用される予定
- ② 現在雇用されている障害当事者の職員で、障害を開示し障害者の経験を活かしてピアサポーターとして働く希望がある
- ③ 今後、障害の経験を活かしてピアサポーターとして雇用されたいと考えている
- ④ ピアサポーターやピアサポートに関心がある

<管理者や協働する支援者の場合>

- ① 障害の経験を活かしたピアサポーターを雇用している、または、今年度中に雇用する予定がある
- ② 現在雇用している障害当事者の職員で、障害を開示し障害者の経験を活かしてピアサポーターとして働く希望がある

- ③ 今後、障害の経験を活かした働くピアサポーターを雇用したいと考えている
- ④ ピアサポーターと協働することやピアサポートに関心がある

基礎研修が主にピアサポートの概論的な内容であり、専門研修以降の内容が雇用されて働くピアサポーターの学びの場の特徴があります。そのため、基礎研修の対象者を広く、専門研修以降を雇用しているピアサポーターの優先度を高くする自治体もあります。

基礎研修、専門研修、フォローアップ研修を一体的に実施するものとされていますが、基礎と専門研修のみが加算要件とされているため、フォローアップ研修の受講者が基礎専門よりも少ない例も耳にします。フォローアップ研修までを受講を要件としたり、優先度を高くする自治体もあります。

また、障害者ピアサポート研修がピアサポートの加算要件とされているため、加算対象のサービス事業所の優先度を高くしている自治体もあります。その場合、受講者のサービス種別が限られてしまう弊害もあるので、多様性の確保も併せて検討する必要があります。

(6)研修の実施方法

対面での集合研修か、オンライン開催かを検討します。

対面では、とくにグループワークの場で受講者同士の支え合いが生じやすくピアサポートの場づくりがしやすい特徴があります。また、研修終了後に名刺交換もしやすく今後のネットワークを考えるとメリットが大きいです。

しかしながら、自治体によっては地理的に広いために、受講のためには長距離移動や宿泊が必要になる場合があるでしょう。障害特性から移動や宿泊に支障があるピアサポーターにとっては対面での受講はハードルが高いものです。オンラインでの開催を検討することも必要でしょう。オンラインの場合は、対面以上に受講者同士の支えあいを意図する工夫が必要です。

なお、バリアフリーの会場を確保しづらいのでオンライン開催を行いたいという意見も聞きますが、対面で研修を開催することが、バリアフリーニーズが可視化され、今後のバリアフリーな研修会場が増えていきます。障害の有無を超えて同じ場で学べる場づくりを障害者ピアサポート研修が積極的に挑戦していきましょう。

4.障害者ピアサポート研修事業の具体的検討

この章では、障害者ピアサポート研修事業を実施する上での具体的検討事項を記述しています。重なる部分もありますので「第3章. 実施体制」、「第5章. 障害者ピアサポート研修の実際」もあわせてご参照ください。

(1)年間予定と講師・ファシリテーターの必要人数を検討する

障害者ピアサポート研修事業を実施するにあたり、研修企画委員会で年間予定を立て、講師やファシリテーターの依頼をします。講師やファシリテーターの都合の確認をした上で、講師・ファシリテーターに準備していただく期間も必要なため、早めに依頼をします。

基礎研修、専門研修、フォローアップ研修をどの時期に行うか、研修のおおまかな時期を決めます。

1)基礎研修、専門研修、フォローアップ研修を何人規模で年間何回、どれくらいの時期に行うか、検討します。(年に1回という自治体が多いですが、受講希望者の人数等により、年に複数回、それぞれの研修会を開催する自治体もあります。)

2)研修の開催される時期から逆算して準備のための会議などを設定します。

(2)講師・ファシリテーターの必要人数検討・依頼

研修の開催規模や開催回数やに応じて、講師・ファシリテーターの必要人数を検討し、依頼します。(講師・ファシリテーターの準備については第5章にも記載があります)



講師

*企画検討委員にも講義をお願いすることがあります



ファシリテーター

*企画検討委員や講師にもファシリテーターを兼ねてもらうことがあります。

1) 検討や依頼

基礎研修、専門研修、フォローアップ研修の規模・回数に応じて、講師・ファシリテーターの必要人数を検討し、依頼をします。

- 講師もファシリテーターも、ピアサポートについて理解している必要があります。
- できればピアサポート研修に参加したことがあったり、ピアサポーターとして働いている・ピアサポーターと共に働いている経験があることが望ましいでしょう。
- 講座の準備(研修の設計や講座の資料作成,合理的配慮の準備など)が必要なため、特に講師は研修会の準備段階から参加できるよう、可能な限り早く依頼をします。
- 一つの講座を複数名で担当することで互いにサポートし合えますし、当日の急な欠席に備えるためにも、講師・ファシリテーターは必要最低限の人数より多めに依頼できるとよいでしょう。



2) 講師について

① 講師がすること

障害者ピアサポーター研修で、「講師」が行うことは、シンポジウムに登壇して講師自身の体験等を話す、研修内容を講義する、参加者がグループワークする演習の説明をしたり全体発表の時間管理をするなど演習統括等、講座により講師に求められることはさまざまです。

講座の準備を研修の企画検討委員会で準備しながら、企画検討委員の中で講師の分担をお互いに決めていくことも多いです。また、その講座に適任だと思う人に依頼することもあります。

② 講師の適任者

どのような講師に依頼をするかは企画検討委員会で話し合うことではありますが、いくつかのポイントを以下に挙げます。

- 障害や障害の社会モデル、ピアサポートについて理解している。
- 担当する講座の内容をよく理解して講座を提供する。
- ピアサポーターまたはこれに準ずる障害当事者が講師であることを求めている講座も多いため確認する。

③講師に依頼すること、伝えること

講師に最低限伝える必要のあることを以下に挙げます。

- 研修の趣旨とその講座のねらいや要点
- 研修は多様な障害を持つ方が対象であること
- 研修やそれまでの準備会等のタイムスケジュール
- 講師がスライド作成等もするのであれば、そのやりとりの時期
- 事前打ち合わせや振り返りへの出席要請



3)ファシリテーターについて

①ファシリテーターがすること

研修会のファシリテーターは、グループワークをファシリテートします。グループワークの内容から、グループは4-6人が望ましく、各グループにできれば2名のファシリテーターがいるとグループワークの進行が円滑になります。

②ファシリテーターの適任者

- ピアサポートの重要性について理解している。
- この研修の特性上、障害当事者のファシリテーターがいることは重要であり、できれば障害当事者と支援職のペアまたは障害当事者のペアでファシリテーターをつとめることが望ましい。
- 講座講師にどこかのグループのファシリテーターを担ってもらうことも可能。

③ファシリテーターに依頼すること、伝えること

- 研修の趣旨
- 研修は多様な障害を持つ方が対象であること
- ファシリテーターの役割は、参加者が発言しやすい場を造ることであり、ファシリテーターは教える人ではないこと
- 研修やそれまでの準備会等のタイムスケジュール
- 事前打ち合わせや振り返りへの出席要請

4)人材確保

上記に述べたように、この研修では、講師、ファシリテーター共に、ピアサポーターや障害当事者の参加が不可欠です。

人材確保の方法として、各自治体の中で活動している障害当事者組織に相談し

たり、自立生活センターなどの全国組織に相談をしてその自治体の人材を紹介してもらうなども行われています。また、その自治体内で働いているピアサポートスタッフや他の研修会の講師やファシリテーターに個別に依頼するなども行われています。

(3)講師・ファシリテーターの研修会や相談

研修に向けて、研修事務局、企画検討委員は、企画会議・準備会を通じて研修を作り上げていきます。その研修企画委員会に参加している人達で講師・ファシリテーターを分担して担うことも多いですが、研修の回数やグループの数によっては、研修企画会議・準備会に参加していなかった人々に講師・ファシリテーターを依頼することもよくあることです。

その際には、必ず事前に講師・ファシリテーターへ研修会の趣旨や特徴について、説明の機会を設けます。

国の指導者養成研修で用いられる資料などを適宜活用しつつ、各研修会の講師・ファシリテーターの事前研修を行います。

(4)会場の確保と日程の確定

研修会の開催計画ができれば、会場を確保します。会場は、バリアフリーで、余裕をもってグループワークのできる広さの会場が必要となります。申込者の質問への対応や、当日の会場セッティングの準備のためにも、会場の下見は必須です。以下に会場確保に際してのポイントをいくつか挙げます。

- あらゆる障害当事者が来場しやすいような場所にあるか(公共交通機関での利便性、駐車場の有無など)
- 講義受講やグループワークをできるような会場か(机が可動式である、プロジェクターを使えるなど)。
- グループワーク用のセッティングをした上で、会場内を電動車椅子で移動したり、介助者や手話通訳者が活動できる広さがあるか。
(通路の確保と、他のグループの声が妨げにならないくらいグループ間の距離を取れるか)
- 車椅子利用者用トイレが休憩時間内に使用できる環境にあるか。
- 電源(参加者の用いる呼吸器やその他必要な機器を使う場合のコンセント)が会場内にあるか。
- 防音状況(研修の時間中に研修室外の騒音がないか)。
- オンラインでの講義配信をする可能性もあるとすれば Wi-Fi 環境があるか。

- 手話通訳者が待機できるような場所があるか。
- 研修会当日に、講師・ファシリテーター・運営スタッフが会議(研修会前の朝、昼休み、終了後の夕にそれぞれ会議を行うことが多い)をできるような別室を確保できるか。



障害者用トイレ



駐車場の確保

詳しくは令和 4 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「障害者ピアサポーターの支援内容や配置状況の実態把握及び多様な障害者の参加を想定した障害者研修におけるツールの作成のための調査研究」の成果

「障害のある人との研修を企画運営する上での合理的配慮」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001146680.pdf>

同ハンディ版 <https://www.mhlw.go.jp/content/001146679.pdf> もご参照ください。



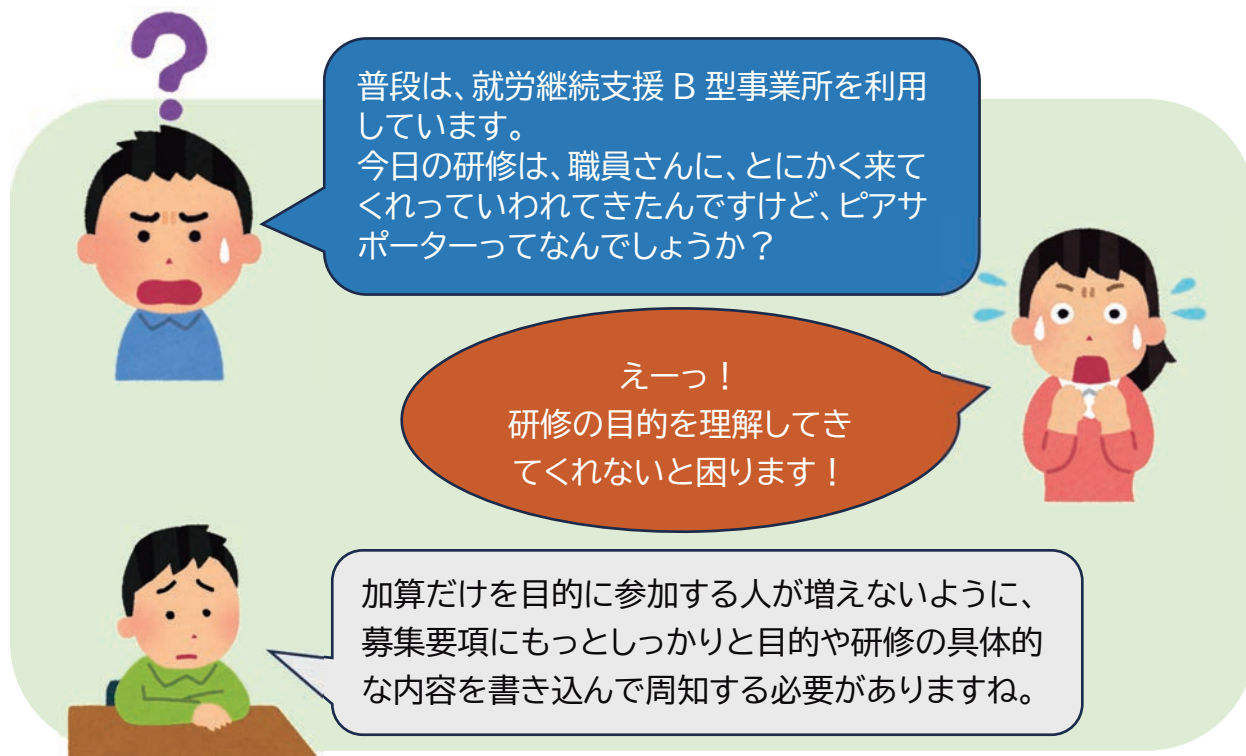
(5) 募集要項の作成、参加者募集

研修会の開催計画ができれば、受講者の募集の準備を始めます。募集をするためには、募集要項の作成をします。

1) 募集要項の作成

募集要項作成に際してのポイントを以下に挙げます。

- ・参加者(事業所職員も、ピアサポーターも)が研修の意義や目的を理解し、主体的に参加してもらう。
- ・「ピアサポーターとして働く人」と、「ピアサポーターを雇用する事業所の職員等」が、それぞれ一労働者として参加する研修である。(「障害者」と「その支援者」の研修ではありません。)
- ・参加者全員が自身の考えを表現する演習があることを明記
- ・参加者全員が自己開示をする演習もあることを明記
- ・遅刻、欠席、体調不良などの取り扱いについて記載
- ・受講のために必要な費用や準備など(研修受講料や端末、予習などが必要かどうか等)



2)申込書に必要な事項

受講者が必要とする対応(合理的配慮)がある場合は、その内容について本人に記載してもらうことが重要です。また、研修運営者が受講者本人に連絡や問い合わせをできるように、本人の連絡先を確認する必要があります。(本人に研修の情報が十分に届かない、合理的配慮の内容の本人への確認が難しいなどの事態が起きてしまうことを防ぐ意味があります。)

受講申込にあたり、本人に記載してもらう必要があると思われる内容を以下に挙げます。

- 受講者本人の氏名、生年月日(修了証書交付に必要)、受講者本人の連絡先、連絡方法
- ①障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者(ピアサポーター)なのか、②①の者が所属する事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者なのか
- どのような障害があるのか(あれば)
- 受講者が必要とする合理的配慮(あれば)
- それらの合理的配慮について誰に伝えて良いか(事務局だけの把握事項か、他の受講者(班のメンバーなど)に伝えて良いかなど)

(6)受講者の確定(名簿作成)と通知

研修会の参加者募集を行ったら、受講者への受講可否の通知と開催案内の送付をします。研修受講者の名簿を作成します(修了者名は実施主体で管理する必要があります)。

参加者名簿を参加者あるいは講師・ファシリテーターと共有する場合には、その共有名簿に掲載する情報を検討します。以下の観点はその検討の参考になるかもしれません。

- 受講者のプライバシーの確保(勤務先、障害などを共有してよいか)
- 受講者同士の相互理解や相互交流の促進(名前や勤務先がわかることで交流が進むことも)
- 受講者に必要な配慮を運営側(事務局・ファシリテーター・講師)が把握する必要性

上記の観点を踏まえながら決定します。自治体によっては、受講者に配布するもの(班メンバーの名前と事業所名のみ)、ファシリテーター用(全体の参加者の名前と事業所)、事務局用(障害名も含む情報)、など、掲載する情報を変えた数種類を準備することもあります。

(7)受講者のグループ分けと会場での配置

受講者が確定したら、研修会までの間にグループ分けをしておきます。グループ分けや会場配置に際しての検討ポイントを挙げます。

- 会場の広さとグループ数
 - グループ間の距離を十分にとることができるか
 - ファシリテーターの数を確保できるグループ数か
 - 1 グループの人数はグループワークをしやすい人数(4-6 人くらい?)
- 車椅子ユーザーの数や導線
- 1 グループあたりのピアサポーターと専門職の数のバランス
- 障害種別が多様になるように
- 同じ法人からの参加者が同じグループになることは避ける

(8)ファシリテーターの割付け(原則、ダブルファシリ=複数名のファシリテーターをグループに配置する)

研修会までに、ファシリテーターの配置を検討しておきます。受講者の演習グループ 1 グループにつき、原則としてピアサポーター、専門職各 1 名、合計 2 名を配置します。

(9)修了証の作成

障害者ピアサポート研修は、修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理することについて、障害者ピアサポート研修事業実施要綱に記してあります。修了証はいつの時点で渡すのか(研修最終日に会場で手渡しする、後日自宅に郵送するなど)も決め、手配をしておきます。

(10) 備品の準備、資料の配送など

研修会までに、研修会当日に使う物品や備品、資料の確認と手配をしておきます。必要最低限のものを以下に挙げます。

- 講義や演習の資料、研修テキスト(基礎、専門、フォローアップ)
 - 資料は受講者に事前に送っておくのか?当日渡すのか?
 - 紙媒体で渡すか、PDF などのファイル形式で渡すか
 - 視覚障害のある方がいる場合どのような形式がよいか(電子ファイルで渡す、拡大版を作成する、など)
- 演習のための物品・文具・備品手配
 - ふせん、サインペン、どこにでも貼れるシート・ホワイトボード、ホワイトボードマーカー、時計、名札など)

<必要物品>



どこにでも貼れるシートがあれば便利です



- 講義や演習に用いる PC や周辺機器
 - 講義時の投影用の PC
 - 聴覚障害のある人のための要約筆記等の PC
 - オンライン接続(オンライン配信など)のための PC や、マイク・スピーカーシステム

<オンラインでの実施風景>



- 講師・ファシリテーター用の資料(あれば)、スタッフの弁当やお茶など(必要に応じて)
- 当日配布資料・文具・名札などの会場への持ち込み・配送手配

(11)合理的配慮の手配

受講申し込み時に、本人の必要とする対応や合理的配慮を確認します。その具体的な実施については本人と話し合いや、やりとりをしていきます。

- 情報保障に関して強く意識する必要があります。
 - 視覚障害や聴覚障害など、個々の障害や特徴に配慮した講義や資料のあり方、形態を本人と相談します。
 - 会場の騒音や受講者の疲労にも配慮します。
 - 講義と演習では合理的配慮の内容が異なることも多いです。
- 情報保障や合理的配慮に関する予算確保
 - 手話通訳者や介助者の手配はどの予算で行うのか？
- 会場における机の配置、手話通訳、要約筆記者の手配、トイレの確認、当日の駐車場確保など(*合理的配慮に関しましては、前掲資料をご参照ください)。

(12)当日についての連絡と、当日の運営体制の確認

研修会の受講者、研修会スタッフ(講師・ファシリテーターや設営などを含むサポートのスタッフ)に開催場所や集合時間、資料、飲食環境(昼食を食べる場所があるか等含め)、当日の連絡先などについて連絡をします。

研修会スタッフは、研修会の当日に開始前、昼休み、研修会の直後に打ち合わせをして、演習の最終確認や突発的な事項への対応が必要となります。そのようなミーティングについての予定も伝えておく必要があります。

当日の連絡や運営体制を確認します。特に研修開始前の時間帯は、当日の会場設営、来場者受付、講師・ファシリテーターの打ち合わせ会議などが同時進行で行われることがあります。

5. 障害者ピアサポート研修の実際

(1) 講師・ファシリテーターの準備



1) 講師の依頼を受けたら(講師の立場)

①テキストを読み込みましょう。

・法律、制度の名称や内容が変わっていないか確認しましょう。

・自身の認識と異なる箇所があれば、検討委員会の中で話し合しましょう。可能であれば身近なピアサポーターとも意見交換をしてみると、より実践的な言葉で受講者に伝えることができます。

②テキストをもとに講義用資料(スライド方式で映写するもの Ex.パワーポイントなど)を作成しましょう。

・自身の実践を振り返り、講義の中に具体的な実践例を示すと分かりやすくなります。

・実践例を示す場合、特に障害福祉サービス利用者の個人情報に触れないように注意してください。

③グループワーク用に「ファシリテーションのポイント」(手元メモ)を作成しましょう。

研修 ファシリテーター用 手元資料(例)

講座番号	講座主題
設問	ピアサポートとストレングスについて 自己紹介をしながら話し合ってみる
想定される留意点	みんなで時間を 分かち合えるよう にする
	その対処 方法
	約束ごと(グラドルール) を確認
何を深めて もらいたいか	グループメンバーがお互いを知り合う ピアサポーター: 自分の強みを考える 専門職: ピアの強みを考える
そのための ポイント	グループワークのグラドルールを提示し、みんなで共有してから グループワークをはじめましょう

グループ演習のグランドルール

- ①相手の話に耳を傾けましょう
- ②他の人の意見を否定しないようにしましょう
- ③言いたくないことを話す必要はありません
- ④今日聞いたことの中で個人が特定されるようなお話は、ここに置いて行ってください。
- ⑤グループ演習は貴重な時間です。みんなでわかちあって、うまく使ってください。

・講義のポイントを3つ程度で示し、グループが一人の見解で一方向的に進まないように目安となる資料を作成しましょう。

・講義資料の作成にあたっては、誰もが理解しやすい表現にしましょう。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会が作成した「わかりやすい情報提供ガイドライン」が役立ちます。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/s_hougaishahukushi/dl/171020-01.pdf

2) 講師の依頼をしたら(検討委員会の立場)

・進捗状況の確認や講義のポイントについての確認など、相談できる体制を整えてください。絶対に講師に任せきりにしないでください。

・ピアサポーターと専門職で見解の異なるポイントについては、十分に議論をしてください。ただし、結論を急がず、お互いの立場を尊重した話し合いを心掛けましょう。



3) ファシリテーターの依頼を受けたら

研修前までにすることとしては以下の2点があります。

- ・研修全体の意図、目的を理解しましょう。
- ・研修の時間割や演習のある講義のコマを把握しましょう。

運営事務局や検討委員会から依頼を受けたら、こうしたことが分かる資料をもらえるように依頼してください。

4)ファシリテーターは何をするか

障害者ピアサポート研修は、教える側と教わる側という上下関係ではなく、講義と演習を通じて一緒の立場で学びと気づきを得ることを目的としています。ここでは「このようにファシリテーションができるが良い」ということを中心にお伝えしたいと思います。ファシリテーターは以下の3つの役割を担います。

・グループワーク(演習)を進行する

ファシリテーターは講座の担当講師が「はい、それでは各グループで演習を始めてください」と言ったところから、「では〇グループの演習を始めます。よろしくお願いします。」と講師からのバトンを受けとります。そしてまず最初に、講師の指示が受講者に伝わっていることを確認します。次に、演習の時間配分や受講者がすべきこと、そしてグループで出た意見を会場全体で共有する際の発表者を決めるなどします。グループごとに受講者の顔ぶれは異なるわけですから、講師が説明した内容を口頭に限らず板書を活用するなどして改めてグループの受講者に合わせた方法で伝えてください。また、様々な事情で研修の途中でグループのメンバーを入れ替えることもあるかもしれません。そうした時には改めて自己紹介をするなど、話しやすい雰囲気を作るように努めましょう。

・グループで出た意見を「見える化」する

演習が具体的に進み始めたら、板書、付箋などを活用して受講者から出た意見を「見える化」します。ファシリテーターがホワイトボードに板書する、付箋を貼り付けるなどしても良いですが、受講者が慣れてきたら各自が貼りだすように促しても良いでしょう。文字だけではなく、声に出して読んでみたり、表現を分かりやすくして意味を確認してみるなど、受講者の障害にも配慮した「見える」を考えて工夫してください。意見を無理にまとめたり、統合したりする必要はありませんので、グループやファシリテーターのやりやすい方法を自由に見つけてください。

・受講者が意見を出しやすい場を作る

講義が始まる前の時間など、受講者が着席するタイミングから挨拶や雑談をして、グループに入りやすいムード(安心感)を作りましょう。お互いの名前が分かるようになってきているか、受講者からスクリーンやホワイトボードなどが見えやすいか、グループ内の話は聞き取りやすいか、付箋やペンなどコミュニケーションに必要なものが参加者の手元に揃っているかなど、物理的環境を整えることも忘れないようにしましょう。

全員が発言できるように、演習で発言していない人がいたらファシリテーターから声をかけてみてください。ファシリテーターばかりが話していると、受講者が発言しにくくなります。沈黙を恐れず、発言のバトンを受講者が握ることのできるようにしましょう。初めて出会った人と自由に意見を交わすことは楽しくもあり、緊張や不安を覚えることでもあります。どのような意見にも関心を向け、ファシリテーター自身も新しい発見を楽しむように参加することが大切です。

また、障害者ピアサポート研修の演習では「誰一人置き去りにしない」ことが肝心です。受講者はもちろん、ファシリテーターも含めて、それぞれの立場や経験、または感性やその日の体調などを含めて、講義の理解度やグループで表出される態度は異なるでしょう。他人を批判する姿勢や積極的ではない受講態度は望まれません。積極さの表し方や、出てきたものに対する受け止め方などは人それぞれです。特にこの研修の受講者の中には、講義やグループワークで感じたことに自分自身でも驚いたり、受け止めきれなかったり、感情的な反応をすることがあります。ファシリテーターは「問題ではなく可能性に焦点」をあて、どのような意見も歓迎することが大切です。

さらに、ファシリテーターが上記 3 つの役割を担うにあたってのポイントが3つあります。

・講師とファシリテーターと受講者は対等です。

講師やファシリテーターは研修の中で役割を担っていますが、受講者と対等な関係にあります。ピアサポートは「あなたと私」で対等に学びあい支え合うものです。講師、ファシリテーターはピアサポートの意識、態度を忘れないようにしましょう。

・ファシリテーター同士も支え合いましょう。

障害者ピアサポート研修では、ピアサポーターと専門職のペアを基本として 2 名でのファシリテーションをおこないます。立場に関わらず、一人で抱え込まないようにしましょう。障害当事者であるピアサポーターと支援の専門職が協働している姿を目の当たりにすることで、受講者が実際に勤務している場での協働を実感できることにも繋がります。

・ファシリテーター自身も自分を大切にしましょう。

研修の事前準備から始めて、当日まで知らず知らずのうちに疲れも溜まりやすくなっています。心身ともに不調を感じた場合、無理をせずにペアのファシリテーターはもちろん運営事務局に相談してください。自分に必要な時間、スペースなどを改めて見直しましょう。

5) 講師が気をつけたいこと



講師は用意されたテキストをもとに、スクリーンに投影するスライドを事前に作成します。この研修には様々な障害のある人が参加しますので、文字の大きさや分量、またイラストの活用や分かりやすい表現などに配慮しましょう。

また、各講義の中盤や終盤にグループ演習が組み込まれています。各グループでの進行はファシリテーターがおこないますので、ファシリテーター用の手元メモなどを講師が作成しながら事前の打ち合わせを十分におこなえると良いでしょう。グループが進行している間、講師は会場を歩いて回りながら、各グループの様子を観察します。時にはグループへ声をかけ、また場合によっては一時的にグループへ参加するなどして講義で伝えたこととグループで話し合っていることが繋がっていることを確認したり、受講者の質問に答えたりもします。これはグループの進行や受講者の理解のためということもできますが、研修の全体像として講師はテキストに基づいてスライドを読み上げるだけの役割ではなく、受講者と直接コミュニケーションを図ることで会場の一体感や発言しやすい雰囲気が醸成されることも目的としています。

このように、講師には十分な準備を求められる一方で、研修当日の柔軟な対応も同時に求められることは留意しておきたいポイントです。しかし、講師にのみこうした役割を求めるのではなく、企画検討委員会と講師が十分なコミュニケーションをとり、適宜補いあいながら研修をつくりあげることが大切です。講師自身が車イスを利用していたり、このように車イスを利用する講師が歩き回りながらグループ演習の進行がなされる研修が始めての場合など、研修の運営事務局が講師に必要な配慮を事前に確認しておけると良いでしょう。

6) 運営事務局が気をつけたいこと



障害者ピアサポート研修では、障害当事者が講師とファシリテーターとなること、また支援の専門職もそれらを協働することが重要です。講師やファシリテーターを担うことに慣れていないピアサポーターもいることも少なくありません。事前の準備から当日の実際まで、運営事務局とピアサポーターが丁寧にコミュニケーションを取ることがポイントとなります。ファシリテーションのポイントでも触れていますが、問題ではなく可能性に焦点をあてて、共に成長することを実感できるように心掛けましょう。自治体によっては「講師、ファシリテーターガイド」や「レクチャー動画」も作成し、研修当日の運営関係者に事前に視聴してもらうことや、説明会を開催す

るなどしています。時間も労力もかかりますが、円滑な研修運営に繋がったようです。単年度では準備が難しくても、こうしたガイド等の作成を通して運営事務局、企画検討委員会、講師、ファシリテーター等が協働していくことが大切な要素となります。

(2)受講者へのアンケートの作成

障害者ピアサポート研修で受講者が得られる学びと気付きは個々の経験と立場、またグループの他の受講者とのセッション、対話で起こるダイナミクスによって異なるものになります。エッセンスとして獲得したいことはあっても、言語化した時、または体感したことを自身の中に落とし込もうとした時の満足度が獲得すべきものと一致しないこと(「ズレ」)もあり得ます。そのため、受講者へのアンケートは感想や満足度を尋ねるものであっても、受講者の中に起きている「ズレ」に着目できるような工夫、検討委員会内での「ズレ」への意識化が必要になります。

一方で、研修で得られたことが障害福祉サービス等で雇用されるピアサポーターとして求められるものに十分に活かせるものであったのかどうかは、実施主体として確実に振り返る必要があります。また、研修事業の立ち上げ時に作成したスケジュールにもよりますが、講師やファシリテーターが「熱の冷めないうちに」自身の振り返りをおこなうことは本人の為のみならず、今後の講師やファシリテーター育成においても大切な意味を持ちます。受講者からのアンケート内容について、できるだけ早いタイミングで講師とファシリテーターへフィードバックできるようにしましょう。

そのため本研修の受講者アンケートについては、当日に書面での回答が可能な時間を設ける他、インターネットを活用した web 回答が出来るなど複数の回答方式を用意することが大切です。以下に、その利点とともに幾つかの方法を例示しますので、参考にしてみてください。

1)研修当日タイムスケジュールの中に、受講者がその場で感想を述べる時間を設ける。

言語化しきれない感情も含めて会場全体で共有することができ、自身の受講後の満足感、納得感に明確な自信が持てていない人も他者の感想を聴くことで改めて言語化できるようになることが期待されます。その場合、進行役や講師が会場をラウンドしながら受講者に声をかけていくこととなりますが、講義の間の休憩時間などにファシリテーターとコミュニケーションをとり、感想を述べてもらいたい受講者に事前に声をかけておいても良いでしょう。

2)書面での回答

一般的な研修で取り入れられる「当日の受講後に、その日の感想などを書面に記載してもらおう」という準備はもちろんのこと、筆記による回答に時間を要する人、支援者によるサポートが必要な人もいるため後日の提出が可能となる宛先を用意しておくことも望ましいと考えられます。

3)webでの回答

インターネットを活用したアンケート作成・管理ソフトウェア(Ex.「Google フォーム」など)による回答を可能にすると、特に遠方からの受講で移動に時間を要する人にとっては研修終了後に十分な回答時間が確保できないなどの場合に有効であると思われます。また、統計的にアンケート回答を整理しようとした場合にグラフ化が容易になるなど検討委員会としてのメリットも考えられます。一方で、「受講後に十分な時間がとれないので後で入力しよう」として入力を失念してしまうことも考えられます。受講者アンケートには「受講確認」の意味合いも含まれるため、回答を忘れてしまう人がいないようにあくまで補助的な回答選択肢としておくことが良いと思われます。

(3)当日の運営体制

悪天候、災害など研修の開催したいが危ぶまれる事情があった場合に、早めに受講者を含む関係者全員に連絡が行き届く体制を整えておくことは重要です。どれだけ準備をしておいても予定外のことは発生します。予定外のことが起きたとしても想定内にしておくことが肝心です。それには最低限、研修の開催に関わる人がお互いに連絡を取り合えるように準備しましょう。

- ・受講者からの連絡や申し出をキャッチできる窓口があること
- ・運営事務局から受講者への連絡を発信できる体制が整っていること
- ・上記2点は複数の担当者を整えられると望ましいでしょう。

出欠に関わる連絡は修了認定の可否に関わることですので、事務局が丁寧に対応できるような体制を整えましょう。一旦、全体責任者が把握したうえで講義に関すること(グループ演習など)や会場の設営に関すること(遅れて入室する場合の受付対応など)など、それぞれ対応すべき人への伝達と調整ができるようにしましょう。会場によっては携帯電話の回線が繋がりにくかったりするので、トランシーバーなど別の連絡手段を用意しておくこと安心です。

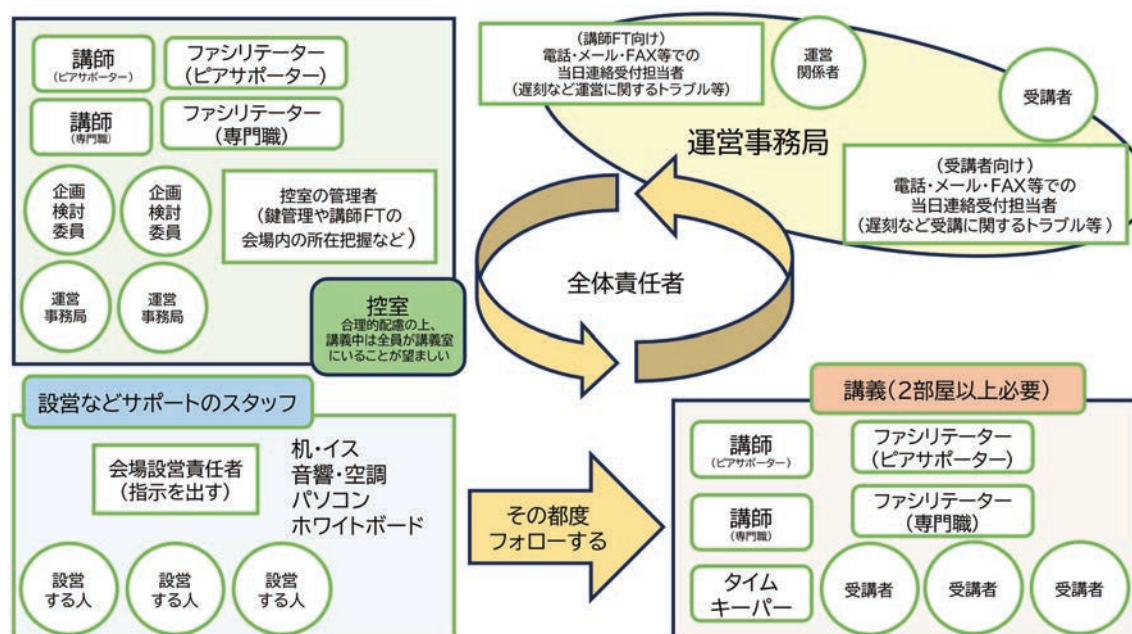
以下の図は「障害者ピアサポート研修当日に関わる人たちの全体イメージ」です。全体責任者とは運営事務局の長か、検討委員会の長が想定されます。右上の部分

は研修開催、出欠に関する一番外側の窓口となる連絡体制です。ここが運営サイドと受講者サイドの双方向になっていることが大切です。コミュニケーションの取り方も様々な方たちが集まりますので、開催延期の場合などの情報をどのような形で発信するかなど、事前に検討委員会で確認しておいてください。

右下の部分は講義や演習がおこなわれる教室です。実際には途中で管理者あるいはピアサポーターと協働する事業所の専門職等とピアサポーターとで分かれる講義もあるので、二部屋を確保しておく必要があります。

運営サイドは講師やファシリテーターなど研修の内容の部分に関わる人たちと、備品の準備等を含む設営に関わる人たちと 2 チームに分けられます。これらの運営サイドの2チームが別の部屋に分かれる必要はありませんが、講義等をおこなう教室とは別の控室は必ず用意してください。

(図:障害者ピアサポート研修当日に関わる人たちの全体イメージ)



(4)想定されるイレギュラー事項

運営サイド、受講者サイドそれぞれにイレギュラーな事象が発生する可能性があります。しかし、研修は「生もの」ですから動き始めてしまえば「なるようにしかならない」という心持ちも必要です。困ったときには、この研修が「障害者のピアサポートという相互性のある営みを扱う研修」であり、専門知識や技術を提供するものではないこと、ピアサポートを体感しながら共に学び合うものであることを思い出してください。障害の当事者と支援の専門職が協働して研修を作り上げ、提供する

ものですので、「本人抜きに決めない(Nothing about us,without us)」の観点に立って当日の運営を進めてください。

(5)運営サイドで想定されること

- ・悪天候、災害が発生する(来場できない、帰宅できない、避難が必要)
- ・講師やファシリテーターが到着できない、遅刻、欠席する
- ・パソコンなど講義と演習に必要な備品に不具合が発生する
- ・講師の資料を作成したデータと、スライドに投影するためのパソコンで起動できるソフトの規格が異なる。

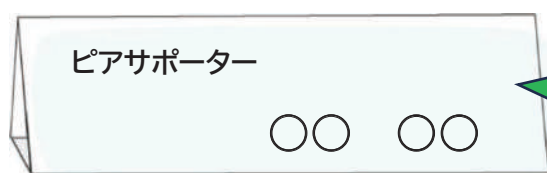
(6)受講者サイドで想定されること

- ・遅刻する(本人の責に帰するものと、そうでないものの選別)
- ・受講中の体調不良
- ・禁煙の会場での喫煙
- ・許可のない写真撮影や録音、またはそれらのSNSへの投稿など

<名札…ひもで色分け:東京都の例>



緑…運営スタッフ
赤…ピアサポーター
青…専門職
黄色…介助者



卓上の三画名札などを作成して机の上に置いておくのもいいですね

6. 研修当日

(1) 会場の設営

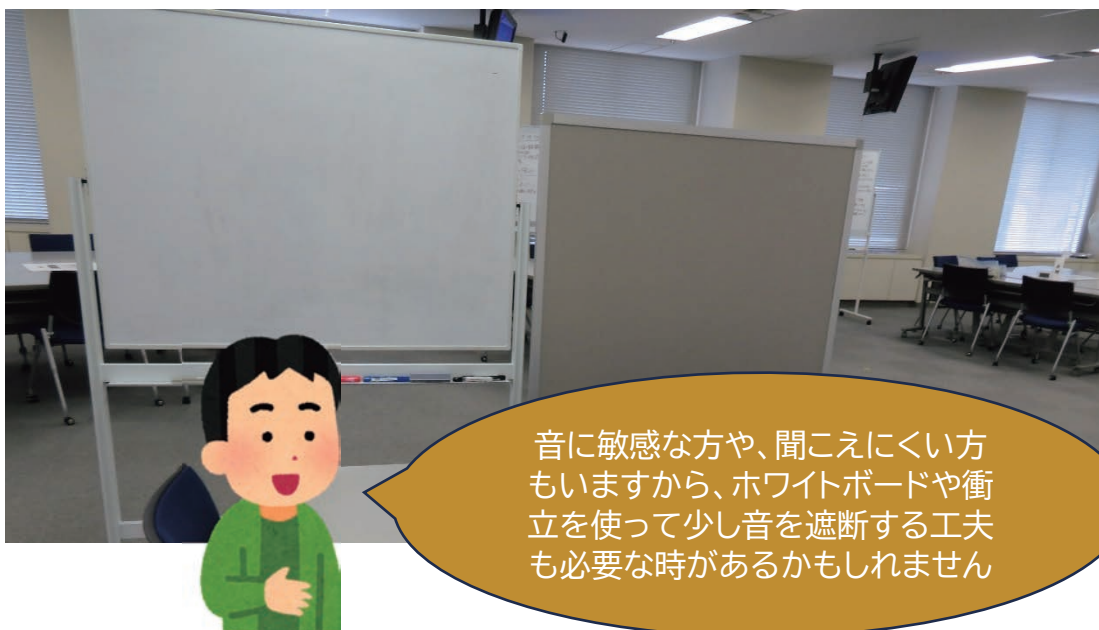
第4章「障害者ピアサポート研修事業の具体的検討」の「会場の確保と日程の確定」でも挙げられていますが、会場を確保する際に事前の下見は必須となります。可能であれば研修当日の前日から利用できるようになっている(予約してある)ことが望ましいです。特に研修当日と異なる季節に下見をして会場確保をしたような場合、例えば以下のような状況が考えられます。

- ・太陽の日差しの入り方が違う
- ・会場周辺の工事などの騒音がある
- ・エアコンの使用などによる室内環境音に強弱がある
- ・(特に教育機関が会場の場合は入学試験などによる)会場内の動線の制限がある
など

<会場の配置例>



<グループワーク中の音を遮断する工夫>

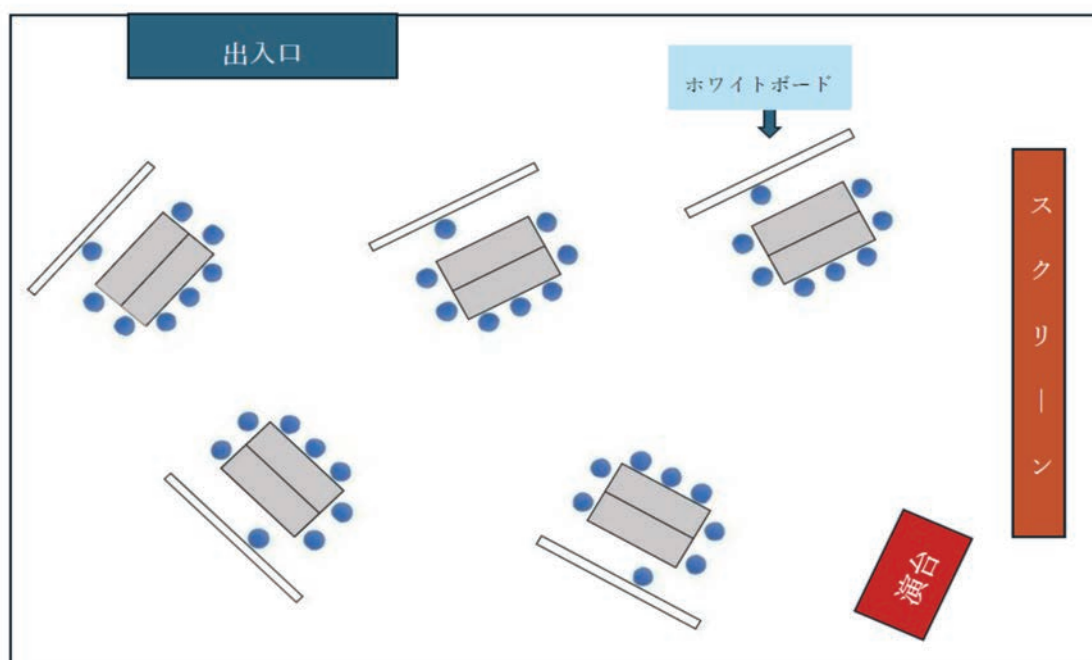


ピアサポーターが実際に雇用されている職場で「ピアサポーターとしての力」を發揮するには、前提として合理的配慮がなされていることが求められます。本研修は、受講すること自体に「ピアサポートを体感できる」という特徴があります。受講者の中には今まで個人の体験としてピアサポートの効果を実感してきたものの、他者とその感覚を同じタイミングで共有することは初めてであるという人もいるでしょう。管理者であり、また専門職でもあるという人の場合は、特にそうしたことが想定できます。すると受講して感じられた熱量に圧倒されてしまい、事前に配慮されるべき対応が十分でなかったとしても「些少のことであり、今後改善していけると良い」と考えてしまうことも想定されます。しかし上記のような、受講環境への配慮の有無や想定されるべき環境変化への対応は「障害福祉サービス等の提供においてピアサポーター配置による加算報酬を算定しようとする取り組み」においては必須事項です。前日、もしくは当日に会場を設営しようとする場合、下見の際に想定したことだけではなく、改めてピアサポーターの目線で設営をおこなってください。そのため、企画検討委員会及び運営事務局だけでは人手が不足することもあります。予算にもよりますが、ボランティアの活用も含めて研修規模にあわせた設営体制を整えておくことが求められます。

また、特に研修初日の最初の受付は時間がかかりがちです。遠方から受講するために開場時間にあわせて来場することが難しい人もいます。開場前の早い時間から受講者が列を作ることも想定されます。会場で受付が可能な場所の確保も設営時の配慮として必要です。

研修開始前、講義の合間、研修終了後など様々なタイミングで企画検討委員会、講師、ファシリテーター、事務局が打ち合わせを実施することがあります。講師・ファシリテーターの控室は別室を確保することが望ましいですが、各打ち合わせについても控室など受講者とは別室で実施することが望ましいです。別室が確保できず、受講者と同じ部屋で打ち合わせなどを実施する場合、講師やファシリテーターの困りごとが共有しにくくなり、研修の進行に支障が出る可能性があります。また、講義じたいでも受講者が「管理者」あるいは「ピアサポーターと協働する事業所の専門職等」と「雇用されるピアサポーター」として別室に分かれる必要が出てくるので、注意しましょう。

<レイアウト例>



(2)資料の配布

障害者ピアサポート研修の特徴として、グループワークを活用して受講者に積極的な取り組みを求めていることが挙げられます。当然ですが講義は時間が決まっているため、講師は一定以上のスピードで話し、内容を取捨選択しながら講義をおこないます。そのためテキストを事前に読み込み、講義にはテキスト内容を振り返る形で臨めることが受講者にとって大切になります。講義用テキストをはじめ、当日の資料は受講者へ事前に郵送できると良いでしょう。資料を事前に点字にすることはもちろんのこと、音声や拡大文字で情報を得る視覚障害者も受講者にはいます。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読

み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報(音声コード)に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法があります。「音声コード」を音声情報とするためには、「視覚障害者用活字文書読上げ装置」が必要となりますが、当研修事業を自治体外へ委託している場合は特に、同装置を厚生労働省の事業において、市町村から障害者に給付されていることを委託先と共有しておきましょう。(本稿の一部は内閣府のホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/onsei/onsei.html> より引用しています)

(3)事前の打ち合わせ

研修当日の朝、または前日などに企画検討委員会メンバー及び運営事務局、または会場設営等のボランティアが受付開始前に集合して準備を開始します。ここでは、直前の打ち合わせとして確認しておきたいことを挙げておきます。ただし、研修前日ではなく、特に当日の朝の場合は十分な時間を確保することが難しくなります。各講師とファシリテーターに負担がかかり過ぎないように配慮することも必要です。

1)全体責任者または運営事務局より

- ・当日のタイムテーブルの確認
- ・前日までの決定事項との変更点の確認
- ・災害時の避難経路や指示系統の確認、また会場付近で避難所となりうる場所の確認
- ・受講者の名簿と演習におけるグループ分けと担当ファシリテーターの確認

2)講師より

- ・各講義のポイント
- ・演習(講義内のミニ演習を含む)でのファシリテーションのポイント

3)ファシリテーターより

ファシリテーターは、上記の事項を確認したのちに、ダブルファシリテーターとして組むことになる相手(原則としてピアサポーターとその他の専門職のペアを想定)とグループにおける役割分担を互いに確認しましょう。ただし、ここでは「ピアサポーターがこの役割、専門職がこの役割」という決め方ではなく、ペアとしてお互いの経験や特徴をよく話し合っ決められると良いでしょう。講師から講義のポイントの説明を受けますが、実際に演習が始まると当然その通りにはいかない事の方が多くなります。第 5 章「障害者ピアサポート研修の実際」でも触れています

が、ファシリテーターは事前に方針を決めてしまうのではなく、柔軟な姿勢で望むことが大切です。最低限のこととして、担当するグループの受講者に必要な合理的配慮を確認しておきましょう。

(4)事後の打ち合わせ

当日のカリキュラム終了後、受講者が退室した後に事後の打ち合わせをおこないます。打ち合わせの進め方の一例として、各講義と演習を担当した人から1コマごとに振り返りの感想をもらう形があります。特に初日の演習においては各グループで確認できた問題点を共有し、翌日の演習では改善できるようにしましょう。重大なインシデントがあった場合は早めの対応をしておく必要がありますが、研修を一日(または二日間)終えた後ですので、講師、ファシリテーターをはじめ運営サイドの人の体調管理を優先してください。

<講師・ファシリテーター打ち合わせ例> *無理のない範囲で実施

時間	内容	
	開場	
	受付開始	
	打ち合わせ	講師/ファシリテーター
	オリエンテーション/午前の講義・演習	
	昼休憩	
	打ち合わせ	講師/ファシリテーター
	午後の講義/演習	
	終了	
	振り返り	講師/ファシリテーター
	撤収	

7. 研修終了後

1. 企画検討委員会の開催と受講者の名簿管理

実際に研修を開催した後は、出来るだけ早く振り返りを行うことが大切です。良かった点、改善したい点を整理し、次回以降の研修に活かせるようにしましょう。

(1) 運営事務局が実施すること



1) 参加者(受講者)アンケートのデータ整理と共有

研修開催後の企画検討委員会の前に参加した受講者からのアンケートを整理します。具体的な結果の分析は委員の役割でも良いと思いますので、運営事務局は書面、ウェブなど様々な形で収集したアンケートを統一したフォーマットで確認できるように整理しておきましょう。企画検討委員会の当日に共有するのではなく、開催前にメール等で配布したり、ファイル共有ソフトなどを用いて企画検討委員が事前に内容を確認できるとなお良いと思われます。

2) 次年度開催に向けて予算の見直し

自治体によって、受講できる対象者を「現在、障害福祉サービス事業所等に勤務するピアサポーター」、または「現在、勤務している場合に限らない」など、様々な定めていると思います。しかし、研修事業の開始当初には雇用されているピアサポーターが少なかった障害領域での雇用が進むなどにより、研修開催を重ねるごとにそうした受講対象者の全体イメージや受講人数の見直しをおこなう必要があります。特に受講にあたっての障害への合理的配慮については、事前に準備をすることが重要です。そのため圏域内のピアサポーターの活動状況などを事前に把握して、次年度以降に想定される予算の見通しを立てることは早めにおこなえると良いでしょう。なお、「受講対象者の明確化」については、第3章「障害者ピアサポート研修事業の実施体制」で述べている通り、注意が必要です。受講対象者の優先順位などは、企画検討委員会において話し合ったうえで次年度の研修規模を考えることが必要になります。

3) 受講者名簿の管理

相談支援専門員など他の認定資格と同様に、受講者の名簿を管理することは運営事務局及び実施自治体の責務です。

(2)企画検討が実施すること



1)検討委員会内でのアンケートのデータ分析

運営事務局が整えたアンケート結果を企画検討委員会で分析します。開催した研修によって、課題を活かすべく「次」の研修が以下のようなパターンで想定できると思います。委員会のなかで整理しながら、実践を積み重ねていけると良いでしょう。

- ・当該年度の基礎研修から次年度の基礎研修へ
- ・当該年度の基礎研修から同年度の専門研修へ
- ・当該年度の専門研修から次年度の専門研修へ
- ・当該年度の専門研修から同年度のフォローアップ研修へ
- ・当該年度のフォローアップ研修から次年度のフォローアップ研修へ

基礎研修では特に、多様な障害領域の人が受講することで合理的配慮の在り方に課題が出るのが想定されます。これはどの研修にも共通することになると思いますので、しっかりと振り返ることが大切です。予算を確保することで解決できることもあれば、実際の研修場面の人の動き方、コミュニケーションの取り方などで解決できることもあります。いずれにしても、研修開催後の企画検討委員会で振り返り、次の研修では解決していけるように努めましょう。

専門研修やフォローアップ研修は障害領域ごとに開催する自治体もあるかと思えます。基礎研修から専門研修へと移っていく際に、様々な障害領域を対象として開催したことで得られる新しい発見やネットワークの構築、また特定の領域で育まれてきた考え方の共有などの良さが損なわれないように気を付けたいところです。アンケートからの課題の発見とは「上手くいかなかった部分」だけに着目するのではなく、「受講者が良かったと思えたこと」や「伸ばしていきたいところ」といったポジティブな視点で着目することも必要です。

2)今後の講師とファシリテーターを引き受けてくれる人を見つける

今後の研修開催において必要な講師とファシリテーターを選定することについては、第4章「障害者ピアサポート研修事業の具体的検討」において述べています。講師やファシリテーターの向き不向きと、ピアサポーターの実践しているピアサポート活動の量は比例しません。本研修事業の趣旨を理解し、また「障害者ピアサポート研修修了者」として雇用されて働く人の立場を理解できる人を選ぶように企画検討委員会での意見も参考にしましょう。

<障害者ピアサポート研修事業を終えて…>

行政担当者

要望や苦情をいただくというような関係性だけではなく、横並びで一緒に仕事ができ、本当にうれしかったです。



障害のことは何もわからない私にいろいろと教えてくださって、本当にありがとうございました。皆さんがこの研修にける情熱を肌で感じる事ができ、ピアサポートの素晴らしさも教えていただきました。何より、とっても暖かい雰囲気にも包まれた研修でした。私が担当を代わる事があっても、皆さんが大事にしていることを次に伝えていきたいと思ひます。

事業の受託法人運営事務局

はじめてのことで、いろいろと至らないこともありましたが、皆様のご協力で無事に終了することができました。でも、ここが新たなスタートかなと思ひています。今後のピアサポーターの定着や研鑽についても支援が必要だと思ひます。一緒に考えていきましょう！



企画検討委員

こんなに多様な障害分野の人たちが集まる研修ははじめてでしたが、共通する部分も多いことがわかりました。今後もピアサポーターも専門職も一緒に、より良い研修にしていきたいですね。



8. エピローグ

(1) より良い研修のために。さらなる学びの場を求めて。

1) フォローアップ研修の重要性

障害者ピアサポート研修事業実施要綱が「障害者ピアサポート研修事業の実施について」(障発 0306 第 12 号令和2年3月6日)の別添として厚生労働省より示されており、その項目4「研修内容」には「標準的なカリキュラムは、別紙のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。」とあります。また、項目7「事業実施上の留意点」には「基礎研修、専門研修及びフォローアップ研修を一体的な研修と捉え、各研修を少なくとも年1回以上実施すること。」とあります。

運営事務局、企画検討委員会、講師・ファシリテーターなど開催に携わった皆さんは1年間で一通りの研修を終えて安堵する部分も大きいと思います。しかし自治体によっては、特に開催初年度として基礎研修と専門研修の開催までとなっている自治体もあるようです。フォローアップ研修は「プラスアルファで開催できれば良い」というものではなく、基礎研修、専門研修と一体的に開催されることが求められています。同要綱で示されているカリキュラムでは、フォローアップ研修においては特に雇用、就労、実際に働いているなかでの専門性や連携について焦点が当てられています。主な受講対象が「雇用されている者」となっている当研修については、基礎研修、専門研修と同等に位置づけられる研修として、フォローアップ研修も丁寧に検討して開催されることが重要です。

2) 障害者ピアサポート研修修了後の学びとピアサポーターの活躍の場

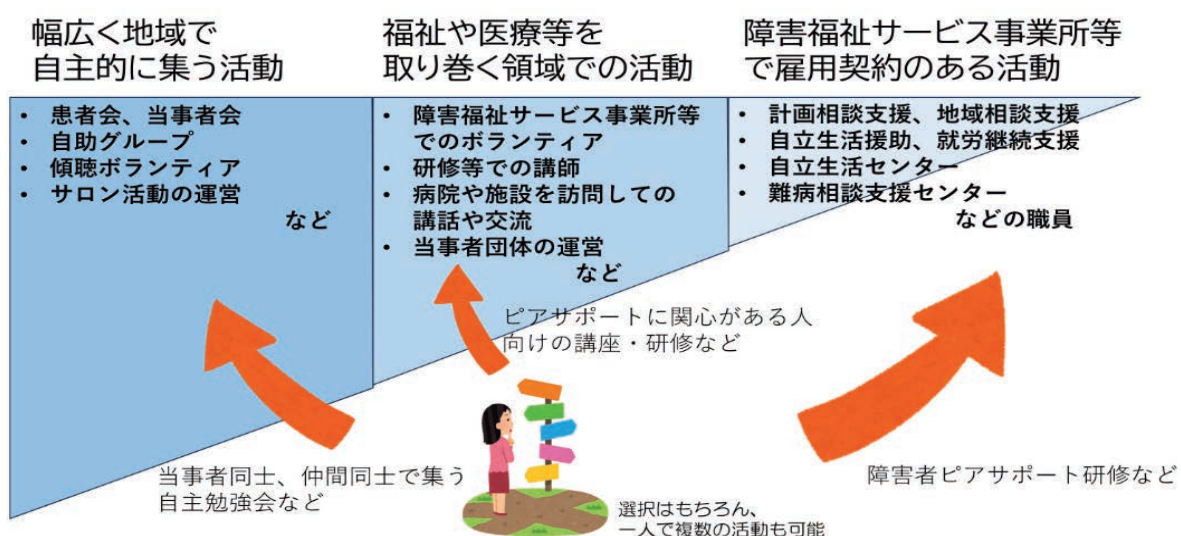
障害者ピアサポート研修は、加算対象となっている障害福祉サービス事業所等を中心に雇用されて働く人を主な対象としています。雇用されて働く当研修修了者には、事業所の職員として必要な法定研修や、支援者としての研鑽、また雇用先でのキャリアパスなど、多くの学びや成長が必要となるでしょう。地域によっては日常的な生活圏域や支援ネットワークのなかで自分以外の障害者ピアサポート研修修了者と出会うことが少ないこともあり、自身のピアサポーターとしての実践に思い悩むこともあります。勤務先の事業所職員として果たすべき役割を担っていくことはもちろん大切なことですが、それと障害者ピアサポート研修で学んだこと、障害者ピアサポート研修修了者としての理念や専門性を混同しないことが重要です。特に障害者ピアサポート研修では、障害当事者であるピアサポーターだけが学ぶものではなく、協働する支援の専門職や雇用する管理者も学ぶことが重要

なポイントです。雇用する側がピアサポーターに期待する役割を一方向的に押し付けるのではなく、丁寧にコミュニケーションを取りながら場に相応しいピアサポートの提供が求められます。

こうした研修受講者の背景を、障害者ピアサポート研修事業を実施する自治体職員は良く知っておくことが大切です。当研修事業で対象としているのは下図で右側に分類されている「障害福祉サービス事業所等で雇用契約のある活動」です。しかし、図にあるようにピアサポートに関する活動は多様な領域にまたがっていて、それぞれの領域でより質を高める取り組みが実施されています。当研修事業を実施する自治体の担当者としては、ピアサポートの多様性を認識したうえで、そのうちの一つのあり方(障害福祉サービス事業所等で雇用されるピアサポーター)の質を確保する研修に取り組んでいることを自覚できると良いでしょう。

障害者ピアサポート研修修了者が継続して研鑽するために、自治体において法定研修以外の学びの場を提供することは大切です。自治体によっては障害者自立支援協議会の取り組みとして、そうした研修を開催しているところもあるようです。障害者ピアサポート研修の基礎研修を受講すると、普段は接することのない他の障害領域の人たちと出会い、そのなかでの連帯感や達成感を覚えることができます。しかし、研修修了とともに月日が経ち、しだいにその感覚が日常の中に薄らいでいくこともあるでしょう。知識のアップデートももちろん必要ですが、そうした障害者ピアサポート研修と出会ったときの初期衝動を思い返す場としてのフォローアップも求められます。

ピアサポーターには様々な領域での活動があります



3)領域を横断しての取り組みや障害福祉の枠を飛び出していく広がり

こうした横断的な取り組みを丁寧に繋げていくことは、都道府県や指定都市と
いった自治体が得意とする活動であり、また行政としての役割であると思います。
しかし繰り返しになりますが、本ガイドブックの主役の一人、自治体の研修担当の
櫻井さんが一人で全てを担うのではありません。本ガイドブックが一貫して伝えたい
大切なこととして、「関わりのある人たちが丁寧にコミュニケーションを重ね、意見
を交換し、協働していく」ことがあります。雇用の場の拡大だけではなく、ピアサ
ポーターの活躍の場を広げることとなれば、障害福祉だけではなく、医療、保健、
労働、教育など自治体の中だけでも多くの関係部署との調整や連携が求められま
す。実はこうした多岐にわたる領域が協働することは、地域共生社会の実現に寄与
することとなります。障害者ピアサポート研修事業の担当をすることは本ガイ
ドブックで示しているように丁寧な準備が求められる大変さがあります。しかし、
本研究班が実施したアンケートからも分かるように、「サービスを提供する側、され
る側」という枠組みを超えた対等さや、一人ひとりの尊厳が大切にされる社会を実
感できるということを「自治体職員としてのやりがい」に感じている人も多いよう
です。自治体の担当者が孤立してしまえば、この研修の意義も薄らいでしまいま
す。このガイドブックを活用して、多くの支え合いをもってこの研修事業が実施さ
れることが期待されます。

(2)障害者ピアサポート研修を実施することでのピアサポーターの雇

用の広がり地域づくり

1)研修前での工夫

研修前に行えることとしては、都道府県内において既に障害福祉サービスにて
ピアサポーターとして雇用されている方や雇用している事業所スタッフを講師とし
た講演会を開催している自治体もあります。予算は様々な形が考えられますが、精
神障害分野だと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援する
事業の予算を使って開催する事例もあります。障害者ピアサポート研修を実施す
る前に講演会を行うことで、これからピアサポーターとして働くことを目指してい
る方や既に働いている方、あるいはピアサポーターと協働する専門職等が、研修後
にどのように病気や障害の経験を活用して働いているのかなどのイメージが持て
ると考えられます。

2)研修を行う中での工夫

千葉県障害者ピアサポート研修では、基礎研修と専門研修の間で、80時間の実習を設けています。既に障害福祉サービス等で働いている方は所属の事業所を実習先とし、これから働く予定の方は、県内の協力事業所にて実習に参加をして頂くことにしています。協力している実習先の事業所が研修修了後に求人を出し、実習生が面接を希望し、そのまま就職につながった事例などもあります。また、実習に参加することでこれからピアサポーターとして働くイメージがついたと、積極的に就職活動を開始した方などもあります。

また、講座の中でピアサポーターと管理者あるいはピアサポーターと協働する専門職等に分かれて実施することがありますが、後者向けの講義や演習で、講師やファシリテーターを既にピアサポーターの雇用をしている法人の担当者が担うことや、研修の中で既に雇用をしている事業者とこれから雇用を考えている事業者が交流しやすいようグループ分けや休憩時間の有効活用、懇親会の開催などの工夫をしても良いでしょう。

研修に参加することで、身近に活躍しているピアサポーターがいると感じ、ピアサポーターは就職活動を行う意欲の向上が図れ、雇用する側が採用の間口を広げることにつながると良いと考えています。

3)研修後の工夫

研修の開催後、受講者の交流会やネットワークの構築に役立つ取り組みを自治体で検討できると良いでしょう。

千葉県は平成27年度から令和3年度は精神障害領域で、令和4年～令和5年は障害領域を拡大し障害者ピアサポート研修を実施しています。平成27年度の研修修了生が中心となり、千葉県ピアナッツ.net を立ち上げ、交流会やピアサポート関連のイベントの開催、ホームページ上に参加メンバーのリカバリーストーリーの掲載なども行っています。

また、福島県や富山県ではピアサポート研修修了者が県内の病院や事業所、家族会や当事者会などに派遣され、自身の経験やリカバリーストーリーを語るなどを実施している自治体もあります。この取り組みは雇用という訳ではありませんが、ピアサポートの啓発活動や雇用のきっかけとなる場合にもなり、有効な活動だと考えられます。

4)福祉人材センター・バンク WEB サイト「福祉のお仕事」の活用

千葉県の取組みとして、県のホームページの中で、「障害者ピアサポーターについて」というページを作成し、「ピアサポーターとして働きたい方」と「ピアサポーターを雇用したい事業所」への情報提供を目的に、障害者ピアサポート研修修了者が福祉人材センター・バンク WEB サイト(福祉のお仕事)に登録をする際の資格情報欄に「〇〇年度千葉県障害者ピアサポート研修修了」と記載をすることを推奨しています。

また、事業所にはスカウト機能を利用した、千葉県障害者ピアサポート研修修了者を探しやすいやり方の案内も併せて掲載しています。

⇒<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/kenshuu/peer/peersupport.html>

5)ピアサポーターを採用した後に雇用を継続するために

ピアサポーターを採用した後に雇用を継続するための工夫として、複数名での雇用や職場内・外での相談できる体制整備が良いと考えられます。職場内では、障害者ピアサポート研修を受講したピアサポーター及びピアサポーターと協働する専門職等と一緒に伝達研修を行ったり、直属の上司や同僚に対し、都道府県内でピアサポーターが活躍している事業所への見学などを勧めることも有効です。職場外では、ピアサポーターが障害者就業・生活支援センターに登録をし、定期的な面談等を依頼することや、地域のピアサポーターやピアサポートに関心のある方若しくは団体が開催する「ピアサポート交流会」などに参加をするのも良いでしょう。

ピアサポーターは雇用に限らないピアサポート活動にも関心を示し、出来る範囲で参加をしてみること、雇用する事業所はピアサポートを地域の大切な社会資源の一つと捉え、風通しの良い事業所運営を心掛けることで、継続的にピアサポートが行いやすい地域づくりにもつながると考えています。

(3)講師・ファシリテーターを担う人材の育成(ピアサポートの種まき)

1)「障害者ピアサポート研修」の講師・ファシリテーターを担える人材

本ガイドブックで「講師・ファシリテーターの選定・依頼」という項目がありますが、研修開催中から次回以降に講師・ファシリテーターを担ってもらえそうな人を発見していくことが重要です。自治体として研修事業を立ち上げて間もない時期には、少ない人数で講師、ファシリテーターをやりくりすることになりやすく、負担が集中してしまいがちです。研修事業の内容を充実しつつ、継続できるようにするために人材を発掘することが求められます。

ピアサポートについては、セルフヘルプグループ、患者会、自立生活運動、当事者会など様々な活動の基盤があり、全国各地で取り組みが広がっているところです。しかし、障害者ピアサポート研修事業は特に障害福祉サービスの領域で、雇用契約を結んで働く人たちを対象としたものであり、様々な他職種と連携、協働しながら支援の業務をすることに焦点を当てています。広く「ピアサポートの実践者」として良質な活動をおこなっているピアサポーターも各地域にいるわけですが、当研修事業の講師・ファシリテーターを担うに適した人材とはこうした背景をよく理解していることが望ましいです。

実際に研修を開催してみると、「この人は講師ができそうだな」、「この人はファシリテーターに向いていそうだな」という印象を持つことがあると思います。そうした時には、そのように感じた人ひとりの印象ではなく、企画検討委員会の複数のメンバーで推薦できると良いでしょう。運営事務局は推薦された人をリスト化することや、場合によっては研修最終日に「次年度の企画検討委員会への参画」について直接声を掛けてみるのも良いかもしれません。

2)人材の育成とピアサポートの普及啓発

前述したようにピアサポートの活動には様々な基盤があり、それぞれで大事にしているポイントがあります。個人と個人のお互いのケアの部分に焦点をあてる活動もあれば、よりマクロな視点でコミュニティをケアしていくことに焦点をあてる運動もあります。ただし、障害領域におけるピアサポートに関しては、「障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること」と定義されており、どの基盤においても共通することとして考えられます。障害者ピアサポート研修修了者として雇用される場合においても同様で、雇用される労働者としての立場と並行して「ピアサポーター」ならではの役割が期待されま

す。当研修事業の講師・ファシリテーターを育成していくにあたっては、ピアサポーターが「ピアサポートとは」の原則を理解していることがポイントになります。障害福祉サービスの領域で労働者として雇用されることの拡充はもちろんですが、地域で幅広くピアサポートしたいを普及啓発していくことも人材の育成に繋がります。具体的な講師やファシリテーターの育成という点については、別途「講師・ファシリテーター養成研修」を実施していくことが必要ですが、「ピアサポートの良さ」を経験し、「広めていきたい」という芯のある理念を持てる人材を育てるための種まきが大切です。

ピアサポートはその性質上、民間の任意の集まりとして発展していくことが多く、普及啓発された結果として展開されたピアサポート活動を全て把握することは困難です。しかし、当研修事業で講師やファシリテーターを担える人材が現れた場合に受け皿となるようなネットワークを作っておくことは、ピアサポーターにとっても当研修事業を実施する人にとっても意義のあるものになると考えられます。特にピアサポート活動を実践する人と障害者ピアサポート研修事業の自治体担当者が出会えることがまず必要ですし、そのためには自治体担当者の方から圏域で開催されているピアサポート活動に出向いていく必要もあるかもしれません。次の項目「障害種別を超えたピアサポートに関するネットワークの構築」とも関連しますが、普及啓発した結果と講師やファシリテーターの人材育成がリンクするような仕組みを企画検討委員会でも協議できると良いでしょう。



(4)障害種別を超えたピアサポートに関するネットワークの構築

「障害者ピアサポート研修修了者として研鑽を積むこと」に関連することですが、ピアサポーターのネットワークについて考えてみます。

ここでのネットワークとは、ピアサポーター同士のつながりの場、団体、機会を指しています。専門職の言葉では職能団体になります。ピアサポーターを職種として考えてみるとピアサポーターがピアサポーターであり続けるには、ピアサポーター一人が研鑽するだけでは不十分で、同じようなピアサポーターとつながり続けながら研鑽することが大切な要素です。なぜなら、当事者一人の感覚ではその人のピアサポートの感覚にとどまりますが、障害のあるピアサポーターが集まって、みんなで障害ピアサポートとは何か？という本質を考えつづけ、実践するためのスキルを磨くことで、わたしたちの障害ピアサポートと言えらると思います。

協働を大事にしている障害者ピアサポート研修の観点では、ピアサポーターのネットワークは専門職の参画があった方が良いでしょう。ネットワークでの協働の実践が、事業者やチームでの協働のモデルになるかもしれません。

自治体によって地域差はあるにせよ、当事者運営の事業所、当事者団体やピアサポートのグループが地域に存在していると思われませんが、ピアサポーターに限ったネットワークはあったとしても、障害種別が限定されていたり、組織されたばかりで周知されていないものがほとんどです。精神障害の領域では、定期的に集まりを企画しているピアスタッフやピアサポーターの団体があり、全国組織もあれば自治体単位、地域単位で活動しています。しかし、障害種別を超えたピアサポーターのネットワークはおそらく存在していないか、始まったばかりではないでしょうか。

ある自治体では、ピアサポーターが自主的にピアサポーターの協会設立を目指して準備をはじめたところがあると聞きます。専門職のサポートがあったとも聞いています。また、ある自治体では、自立支援協議会にピアサポートの部会を設けたところが出てきました。本研修の対象者のように障害種別を超えたピアサポーターのネットワークはまだこれからですが、研修企画に関わる人材の発掘や育成の観点においても、修了者の学びの機会の確保、行政担当者がピアサポーターのネットワークとのつながりを持つことは大事です。ピアサポーターのネットワークは、ピアサポーターが主に進めることは当然ですが、行政としても一定の参画をすることが、自治体におけるピアサポートが進むことになると思います。



自治体の取り組み事例

1. 宮崎県
2. 大阪市と堺市
3. 福島県
4. 埼玉県
5. 富山県

自治体の取り組み事例①

障害当事者と専門職と県で実行委員会を定期開催して、 しっかり官民協働で企画運営

宮崎県

1. 研修開始以前の障害者ピアサポートの状況

地域活動支援センター I 型における精神障がい者ピアサポーターの活用を、宮崎県の事業として実施してきた経過がありました。

2. 障害者ピアサポート研修事業への取り組み経過

令和2年度、障がい者支援を担ってきた有志から県へ、「障がい者ピアサポートの有用性」「障がい種別にとられない開催の必要性」について、提案と協力依頼があったことからはじまりました。

そこで、当事者と専門職の協働による実行委員会を開催することになり、県も参加することになったのです。実行委員会は、これまで各領域でピアサポートに携わってきた専門職やピアサポーターのうち、有志7名でスタート。

研修実施に向け、以下のような課題について、実行委員会を通して検討を行いました。

- 研修の受講ニーズがあるか？
- 実際に雇用されているピアサポーターがいるか？
- 講師やテキストの準備ができるか？
- 合理的配慮がどこまで必要か？
- 予算をつけられるか？

【実行委員会1回目】令和3年5月26日

- ・実行委員会の目的の確認。
- ・今後のスケジュール
- ・他県の研修実施事例の勉強

【実行委員会2回目】令和3年7月7日

- ・研修実施のための予算について
- ・今後のスケジュールについて

【障がい者ピアサポート研修に向けてのニーズ調査】

ピアサポート研修をあり方を検討するために、県内の受講ニーズ調査を実施

【実行委員会3回目以降、1～2カ月に1回のペースで実施】

- ・県内のピアサポーターの状況と、受講ニーズ調査結果の共有
- ・講師、ファシリテーター養成研修
- ・講師ファシリテーター養成研修の報告会
- ・令和4年度に開催に向け、国の要項に基づいた研修カリキュラムの検討
- ・令和4年度より、まずは基礎研修と専門研修を事業化して実施する見込であることを報告。

【障がい者ピアサポート研修に向けて、事業者、当事者、一般の方向けの事前説明会を開催】

- ・ピアサポート体制加算、実施加算や、研修参加の心構えを伝える。
- ・問合せ多数だったため、2回の説明会を開催。

3. 障害者ピアサポート研修の開催(開催の回数、参加者数などの実績を含む)

【令和4年度】

基礎研修 1回（受講者）ピアサポーター14名、専門職14名

※定員を上回る申込があったため、既に雇用している、または雇用予定がある事業所のうち、専門職とピアサポーターが揃って申し込みをした事業所を選考。

専門研修 1回（受講者）ピアサポーター14名、専門職13名

【令和5年度】

基礎研修、専門研修に加えてフォローアップ研修を実施。

基礎研修 1回（受講者）ピアサポーター11名、専門職11名

専門研修 1回（受講者）ピアサポーター10名、専門職10名

フォローアップ研修 1回（受講者）ピアサポーター15名、専門職12名

4. 行政と民間の協働にあたって

【悩んだこと】

・行政と民間でチームになって研修を作り上げていく良さがある反面、行政から伝えられる情報の範囲に限られるもどかしさはあった。また、公益性や公平性という視点も一層意識する必要があった。

〔良かったこと〕

- ・実行委員会の中でのコミュニケーションが、お互いの障がいや立場を理解する場になりました。
- ・行政と民間のどちらかに主導権があるわけではなく、お互いに認め合いながら、それぞれやれることに取り組んで、形になっていったように思います。
- ・ピアサポーターの将来性や可能性をお互いを感じながら研修を作り上げていく過程を共有できたので、研修中も“お客さん”のような人は誰もおらず、みんなが主体的に行動し、研修の成功の為に意識高く取り組みました。
- ・行政だけでは、研修参加者の障がい特性に対してどのような配慮や準備が必要なのか、様々な障がい種別の方が一緒に受講しても大丈夫なのか等、考えをまとめきれなかったところを、実行委員会メンバーの経験や意見を聞くことで、あらかじめ準備が必要な配慮と、現場で柔軟に対応すべきものとして整理して対応することができました。
- ・ファシリテーターがとても上手で、当事者目線でグループメンバーの良いところや強みを引き出せていたように思います。。選ぶ言葉も、ちょうどよく、受け入れやすい温かいことばを選んでいたのが印象的でした。
- ・グループメンバーは、最初はためらいや戸惑いがあり、静かだったが、だんだん、安心していく様子がよく分かりました。会場が温まっていくのを感じました。
- ・実際に研修を開催するまでは、多様な障がい者に、ピアサポーターが対応しきれののだろうかと思っていました。しかし、研修を終えて、同じ障がい名でも状態像は様々で、全く同じ人は居ない、ましてや別の障がいなのだから、お互いに“違う”という良い意味での一定の距離感の上でもサポート的な関わりができるのだと分かりました。別の障がいだからこそその気づきが得られること、別の障がいでも共通点があると分かることで、お互いに力づけられ、高め合っていけるという効果を感じました。

5. 今後に向けて

本県としては、障がいの有無にかかわらず、働くことなどを通じて社会参加や自己実現を可能とする社会づくりを推進しており、障がい者ピアサポート研修を通しピアサポーターや専門職を育成することが、障がいがある方の活躍の場の創出の場につながるものと考えております。

今後も本事業をはじめ、様々な取組を実施することで、誰もが社会の一員として自立し、その能力を最大限に発揮できる社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

自治体の取り組み事例②

府と政令市が合同開催、役割分担しながら直営で企画運営

大阪市と堺市

1. 研修開始以前の障害者ピアサポートの状況

身体障害領域では、当事者による活動が行われてきましたが、1990年以降からは自立生活センター（以下CIL）の設立が各地で進みました。自立生活プログラム(ILP)やピアカウンセリングがなされています。また、サービス提供時間の確保を求める運動も行われています。障害福祉サービスとしては居宅介護派遣事業を中心に事業を行なう事業所が多い傾向があります。行政から市町村障害者相談支援事業の委託を受けているCILもあり、なかには基幹相談支援センターを委託運営するCILも複数存在します。

精神障害領域では、「大和川病院事件」(1997年)を受けて、精神障害者の権利擁護や社会的入院の解消のために、2000年より大阪府退院促進自立支援事業が創設されました。この事業のなかで、病いの経験者が入院中の仲間を支援をする仕組みができ、制度の移り変わりはありますが、現在までピアサポーターが入院中の精神障害者に対して体験を届けたり、面会や同行などの個別支援に関わっています。また、地域活動支援センターなどがまとめ役となり、当事者が体験談を語る取り組みがなされているところも少なくありません。

知的障害領域では、1999年から大阪手をつなぐ育成会のサポートで本人活動がはじまりました。交流会や旅行、勉強会、運動会などの企画を障害のある仲間で行っています。

高次脳機能障害領域では、支援者が関わるサポートグループや自助グループを中心に活動が行われています。

難病領域では、疾患ごとの患者会・家族会が存在し、勉強会や交流会などを開催しています。患者会・家族会が加盟するNPO大阪難病連があり、大阪難病相談支援センターを大阪府から委託を受けて運営、難病の患者会・家族会、支援者のネットワークとして機能しています。

障害福祉サービスの職員としてのピアサポーターの活動が行われている領域、これからの活動が期待される領域があります。すでにピアサポーターの活動がある障害領域であっても、広く当事者や支援者にピアサポーターの認知がなされているだけでなく、ピアサポートの普及啓発が必要な状況です。

2. 障害者ピアサポート研修事業への取り組み経過

大阪府と堺市では、令和4年度から基礎研修と専門研修を実施し、2自治体が合同により直営方式で運営しています。令和5年度からフォローアップ研修を行う予定です(原稿執筆時点)。

基礎と専門研修の研修実施にあたっては、大阪府が主に研修企画の取りまとめを担い、堺市が研修ファシリテーターを派遣するなどの役割分担がなされています。大阪府は府下の障害者団体や学識経験者のつながりがあり、堺市は基幹相談支援センターの支援者を確保できる事情も役割分担の背景です。当日の運営スタッフは大阪府と堺市の職員が担っています。

事務局は大阪府と堺市の直営のため障害福祉担当課が担い、研修企画をの検討する場合は「研修企画検討会議」を中心に行われました。

研修企画検討会議の構成員や講師の選定にあたっては、障害種別ごとの団体ともやり取りをして、委員の紹介を受けています。先行する大阪市の講師の方にも相談しています。研修企画検討会議の構成員は次の通りです。身体障害(当事者)、身体障害(当事者)、精神障害(当事者)、難病(当事者)、知的障害(支援者)、精神障害(支援者)、高次脳機能障害(支援者)、オブザーバー(学識経験者・普及協会)、オブザーバー(当事者・普及協会)。会議のリーダーは当事者が担いました。令和4年度は5回開催し、大半がオンライン開催でした。

研修企画検討会議では、研修カリキュラムや講師、事例発表者(ピアサポートの基礎と実際など)、ファシリテーターの検討を行いました。

3. 障害者ピアサポート研修の開催(開催の回数、参加者数などの実績を含む)

○令和4年度

・基礎研修および専門研修:*37名*、大阪市内

○令和5年度

・基礎研修および専門研修:*33名*、堺市内

・フォローアップ研修:令和4年度基礎研修および専門研修の修了者、大阪市内

○受講対象

・①障害福祉サービス事業所・相談支援事業所等において、雇用されているピアサポーター。なお、雇用されている者は常勤・非常勤を問わない。また、今後雇用が見込まれる者を含む。② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者。

・対象となるサービス事業所:自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

・すべての障害種別を対象としています。なお、基礎研修「ピアサポートの実際・事例」では、身体・知的・精神・高次脳機能障害・難病の当事者が事例発表を行いました。

4. 障害者ピアサポート研修事業がもたらしたもの

障害種別ごとでピアサポート活動が行われてきましたが、異なる障害種別の活動を知ることで、ピアサポートをより考えることができた受講者がおられたと思われます。たとえば、研修企画検討会議においても、ある障害当事者からリカバリー概念はなじみがないが、自分たちの領域ではレジリエンスに近いといった議論もなされ、それぞれの領域で大事にしている考え方は尊重しつつ、ピアサポートの幅が広がったように思われます。

また、受講生からは「ピアサポーターの役割は今まで何となく必要と感じていた事が鮮明に理解することができ今後の支援に役立てたい」や、「改めてピアサポーターの認知度を高める必要性やピアサポーター自体の増員の必要性を実感した」という声があり、ピアサポーターとしての考え方の整理に繋がったように思います。

そのほか、ピアサポーター同士はもちろん、ピアサポーターと協働して支援を行う管理者等が、他事業所の取組やピアサポーターとの関わり方を共有できたことにより、より質の高いピアサポート活動が展開できるきっかけとなっています。

一方で、運営側としては合理的配慮について具体的に検討できました。それぞれの障害領域からの当事者や支援者が参画しているため、実際的な議論ができたことは大きいと思われます。たとえば、研修企画検討会議においてもグループワークの進め方、受講者の名札などの具体的なレベルでの合理的配慮の議論が行われました。

5. 今後に向けて

バリアフリートイレの数や最寄駅からのアプローチ等を踏まえると研修会場が限定されます。これまでは、障害のある方も利用できるよう整備された大阪南部の会場を使用しましたが、北部の方は来場しにくいとの意見もありました。また、申込者が定員を大きく上回る状況ですので、今後は、アクセスしやすく合理的な配慮ができる会場で、定員増が可能な会場を探す必要がありますが、それに伴う、講師やファシリテーターの方々のご協力、予算の確保などの課題を抱えています。

継続的な研修実施に向けた人材の確保のために、研修の受講者を次年度のサポーターとして参加してもらうなど、講師やファシリテーターの育成を検討しています。合わせて、現在の検討会議のメンバーには知的障害、高次脳機能障害の当事者がいないことから、今後は当事者に参画いただけるよう働きかけていくことも考えています。

自治体の取り組み事例③

初開催時から5障害（身体・知的・難病・高次脳機能障害・精神）の当事者が検討委員会に参画

福島県

1. 研修開始以前の障害者ピアサポートの状況

身体障害領域では、障害当事者が相談支援専門員となり、IL(Independent Living)の取り組みを進めています。。歴史も長く、実効性も高い状況で活動されています。

知的障害領域では、各種サービスを利用しながら地域生活を送っている方が参加されています。また、手をつなぐ育成会東北ブロック大会・本人大会が定期的開催され、仲間づくりや交流会が実施されています。

難病領域では、福島県難病相談支援センターがピアサポート事業を行っており、同じ病気をもつ患者さんや介護経験のあるご家族など、県内で活動している患者団体の方々が「ピアサポーター」として相談を受けています。しかし、難病の方が少数である事、福島県は3県が一つになったような広域なのに、一つのセンターしかないアクセスの悪さはあると感じます。

精神障害領域では、2011年から県独自のピアサポーター養成研修がありますが、養成をしても活躍の場・雇用が少ない、活動予算が退院促進に限られている、等の側面があります。雇用については各地域で少しずつあるようですが、横の繋がりが薄く、ネットワーク構築が課題となっています。

2. 障害者ピアサポート研修事業への取り組み経過

福島県障がい福祉課が県相談支援専門員協会に委託しています。

身体、知的、難病、高次脳、精神の当事者が一人ずつ、検討委員会に参加しています。

4月、5月、7月、11月に打合せ、8月に基礎研修、12月に専門研修を行いました。

福島県は3県が1県にまとまったような広域圏なので、打合せは移動時間を考慮して午後の数時間設定で、全て対面で行いました。委員の障害当事者からは、勤務時間内の対面会議でしたので、夜開催のWeb会議よりも、体調維持の点で有り難かったという意見もありました。

特筆すべきは5月の第2回目打合せで、各障害領域の講師が自分のことについて語り、聴き合う機会を設けた事でした。この場を設定したおかげで、チームの結束力が向上したように思います。

障害者ピアサポート普及協会からは専門職及びピアサポーター1名ずつが関わっています。

3. 障害者ピアサポート研修の開催(開催の回数、参加者数などの実績を含む)

○令和5年度

・基礎研修および専門研修を1回ずつ:65名

1. 研修開始以前の障害者ピアサポートの状況

身体障害領域では、障害当事者が相談支援専門員となり、IL(Independent Living)の取り組みを進めています。歴史も長く、実効性も高い状況で活動されています。

知的障害領域では、各種サービスを利用しながら地域生活を送っている方が参加されています。また、手をつなぐ育成会東北ブロック大会・本人大会が定期的で開催され、仲間づくりや交流会が実施されています。

難病領域では、福島県難病相談支援センターがピアサポート事業を行っており、同じ病気をもつ患者さんや介護経験のあるご家族など、県内で活動している患者団体の方々が「ピアサポーター」として相談を受けています。しかし、難病の方が少数である事、福島県は3県が一つになったような広域なのに、一つのセンターしかないアクセスの悪さはあると感じます。

精神障害領域では、2011年から県独自のピアサポーター養成研修がありますが、養成をしても活躍の場・雇用が少ない、活動予算が退院促進に限られている、等の側面があります。雇用については各地域で少しずつあるようですが、横の繋がりが薄く、ネットワーク構築が課題となっています。

○受講対象

下記(1)～(3)を受講対象とし、色々議論はありましたが、結果的に全ての受講希望者を受け入れる事が出来ました。

(1) 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障がい者

なお、雇用等されている障がい者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。

(2) (1)の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと一緒に支援を行う者

(3) その他、障がい者ピアサポートに関心のある障がい者、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の管理者等

○研修内容

会場については、65名の受講が可能な大ホールを確保する事が出来ました。

相談支援専門員協会の協力を得、65名の参加でも、1グループにつきファシリテーター1人(グループによってはピアサポーターが補助)で実施しました。

障害当事者が担う講座説明はクリアできましたが、障害当事者のファシリテーターがやや足りませんでした。

相談支援専門員のファシリテーターは、落とし所の決まっているグループ運営になれており、想いの発散が主になるグループワークに戸惑いの声が聞かれましたが、その都度どうしていけば良いか共有しながら、徐々になじんでいただくことが出来ました。

4. 障害者ピアサポート研修事業がもたらしたもの

障害当事者は「困っている人・してもらう人」、職員は「解決する人・してあげる人」という構図がありますが、研修を行うことで「それぞれのストレングスを活かして共に創り上げる仲間」という雰囲気が醸成されたかと思えます。

会場選定や受講者への配慮を通して、誰も残されものにしない、本来の共生社会を少し実感できる場となったのは、この研修を障害当事者を含めて企画・運営ができ、障害領域を超えて多くの方が参加頂いたからだと考えています。

実際に福祉事業所でピアサポーターを雇用している事業所が身近にあることが知れて参考になった障害づくしサービス事業者も多数います。

5. 今後に向けて

講座説明や1グループにつき1障害当事者ファシリテーターの実現に向けて、障害当事者の確保をどのように行うのか、様々な方が参加する中での講座や演習の主旨などの情報共有を上手く行うためにはどのようにすればよいのか、基礎・専門研修だけでなく同年度内に・フォローアップをどのように実施するのか、等の課題があります。

今後も福島県相談支援専門員協会が福島県障がい福祉課から委託を受け実施していく予定です。検討委員会に、より当事者の方々が参加できるよう工夫をしていくことなども考えています。

自治体の取り組み事例④

ピアサポーターがつくるイノベーション ～我が国の地域共生社会の構築にむけて～

埼玉県

1. 研修開始以前の障害者ピアサポートの状況

県は、「にも包括」の主管課(障害者福祉推進課)が中心となり、精神障害領域のピアサポーターを「地域移行・地域定着支援ピアサポート活動促進事業」として予算化し、育成してきました。ここでは、保健所と受託事業所が協力してピアサポーターの養成を行ない、有識者の協力のもと、フォローアップ等も行ってきました。

2. 障害者ピアサポート研修事業への取り組み経過

障害者ピアサポート研修事業については、主に障害者総合支援法関連を主管している障害者支援課(以下、主管課)が担当しました。主管課は、令和3年に埼玉県相談支援専門員協会(以下、SSA)とピアサポート研修事業の実施について委託契約を行いました。

主管課とSSA担当者(4名)は、ワーキングチームづくりに向けて協議をはじめました。県内で従前からピアサポート活動を行っている識者、関係者と意見交換を行いました。また、厚生労働科学研究の岩崎班メンバーや県内の各団体組織との協議も開始しました。岩崎班メンバーから、埼玉県手をつなぐ育成会、埼玉県膠原病友の会、自立生活センター所沢を紹介いただき、主管課とSSA担当者が協議の上、関係団体・個人に協力を依頼しました。

令和3年6月に第1回ワーキングチームを開催しました。さらに3回のワーキングチームで研修の準備を行ないました。講師(含む演習講師)はすべて県内の障害当事者、関係機関職員で分担しました。受講者の選考においては、先行している分野に偏らないよう、今後の広がりを考慮した基準を設けました。こうして、全国で最初のピアサポート研修がスタートしました。

令和5年度からは、さいたま市と共催となりました。令和5年度はワーキングチーム2名(障害者当事者11名)、事務局10名(県・さいたま市4名・SSA6名)で運営を行っています。

3. 障害者ピアサポート研修の開催(開催の回数、参加者数などの実績を含む)

令和3年度～令和5年度 基礎研修、専門研修を1回ずつ開催。

令和3年度 申込者 94人 基礎研修修了者58人 専門研修修了者51人

令和4年度 申込者 89人 基礎研修修了者59人 専門研修修了者42人

令和5年度 申込者 122人 基礎研修修了者73人 専門研修修了者51人

フォローアップ研修は予算措置ができず実施できていませんが、令和5年度に令和3・4年度専門研修修了者を対象にSSAが独自にスキルアップ研修を実施しています。

この間、人材の活用、育成にも積極的に取組み、講師を担える人が20名、演習講師を担える人が30名となりました。

4. 障害者ピアサポート研修事業がもたらしたもの

障害当事者と管理者・職員と一緒に学ぶ機会を得たことについて、「今まで受講したどんな研修よりも満足度、理解度とも高い」といった感想を多くいただきました。

障害当事者、管理者・職員から、様々な障害領域の垣根を越えて一緒に学ぶ機会を持つことができたことについて、研修そのものが目指すべき社会像を体感し、共有できる機会となったものとして、高い評価を得ました。

令和5年度の申込者の属性を見るとすでに雇用されているピアサポーターが増え、障害等報酬で評価されない事業も含めて、ピアサポーターの配置が進んでいることがうかがわれます。

障害福祉分野を越えて、精神科医療機関や精神保健福祉法の入院者訪問支援事業においても、ピアサポーターの活用が議論されている。

5. 今後に向けて

ピアサポートの裾野を広げ、ピアサポーターの活躍を通して障害福祉サービスの質を高めるためには、

- ① 基礎研修を受講する前にピアサポートの全体像を学ぶことができる機会が必要
 - ② 法定研修以外のスキルアップ研修等が必要
 - ③ ピアサポーター、管理者・職員をフォローアップすることを目的とした団体が必要
- といった意見がでています。

自治体の取り組み事例⑤

これまでの各障害領域の取り組みを研修に反映し、受講生から講師・ファシリテーターを育成

富山県

1. 研修開始以前の障害者ピアサポートの状況

身体障害領域では、NPO法人自立生活支援センター富山においてピアカウンセリング講座を開催しています。また自立生活支援センター及び相談支援事業所に勤務をして相談業務を行っている当事者の方も多数います。

精神障害領域では、富山県精神保健福祉士協会がピア・フレンズ養成講座を行っており、受講された方々は富山県内の病院などに行き入院患者さんと対話をすることで、ご本人の励みになる活動や、ご家族などにご自身の病気や障害等について講演をする活動を行っています。

知的障害領域では、富山県手をつなぐ育成会で本人部会「明るい立山の会」があり、県内各地から障害のある本人が集い、悩み事や福祉制度、趣味についてなど、毎回いろいろな話し合いをしています。地域の中に友達がいなかった人も、本人部会に参加し、仲間づくりにつながっています。

高次脳機能障害領域では、富山県高次脳機能障害支援センターと特定非営利活動法人脳外傷友の会「高志」とで協働して、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動を事業として運営し、本人・家族だけの抱え込みや孤独感を防ぐための支援を行っています。

難病領域では、富山県難病相談・支援センターにおいて、難病の患者さんやご家族が抱える不安や悩みが解消されるよう療養、福祉、就労などについて相談を受け付けています。尚、ピアサポーター養成講座やピアサポーターによる相談会や難病の講演会なども開催しています。

2. 障害者ピアサポート研修事業への取り組み経過

富山県では、令和3年度にピア・フレンズ養成講座の内容を障害者ピアサポート研修のカリキュラムに沿ったかたちで基礎研修と専門研修を実施し、令和4年度からはフォローアップ研修も加えて障害者ピアサポート研修として実施しています。県の担当は県厚生部障害福祉課・健康課、研修の委託先は富山県精神保健福祉士協会となります。富山県精神保健福祉士協会では、平成23年からピア・フレンズ養成講座を行っていることもあり、令和3年度はピア・フレンズ養成講座の研修企画を担当されていたメンバーで研修を企画・検討するとともに、障害者ピアサポート研修普及協会から専門職及びピアサポーターを1名ずつ招き、実施をしています。また、他の障害領域の当事者の方々にも講師として参加を頂き、身体障害(当事者)・知的障害(専門職)・精神障害(当事者)・難病(当事者)・高次脳機能障害(当事者)で各障害領域でのご経験の話をして頂いています。

令和4年度は昨年度受講した方の中から講師やグループワークのファシリテーターの役割を担って頂き、専門職とピアサポーターのダブルファシリも実施できています。

令和5年度では、研修企画検討会議にも各障害領域の当事者の方々にご参加頂き、打合せを重ねて実施しています。

普及協会からのアドバイザー派遣の状況は、令和3年度・令和4年度はオンライン参加で、令和5年度は専門研修のみ現地参加となっています。

3. 障害者ピアサポート研修の開催(開催の回数、参加者数などの実績を含む)

○令和3年度

・基礎研修・・・18名 専門研修・・・14名

○令和4年度

・基礎研修・・・41名 専門研修・・・39名 フォローアップ研修・・・32名

○令和5年度

・基礎研修・・・27名 専門研修・・・23名 フォローアップ研修・・・13名

○受講対象

(1) 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者(今後、雇用が見込まれる者を含む)

(2) (1)の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

(3) ピアサポーターとして活動する者(活動予定の者)

4. 障害者ピアサポート研修事業がもたらしたもの

これまでそれぞれの領域でピアサポート活動を行っており、交流する機会は殆どありませんでした。障害者ピアサポート研修を実施することで、他の障害領域の方々がこれまでどのような活動をされてきたのか、今どのような活動をされているのか等を知ることができ、より地域でのネットワークの幅が広がり、支援においても選択肢が増えたように感じています。また、研修修了者が講師やファシリテーター、研修企画委員として参加することで、ピアサポートに関する知識やスキルの上昇、モチベーションのアップ等にもつながっています。さらに既にピアサポーターを雇用している法人間でのつながりが強まり、相談がしやすい関係性の構築にも影響があったと思います。

5. 今後に向けて

令和3年度から令和5年度まで富山県精神保健福祉士協会で委託を受け、研修を実施してきましたが、今後は一つの障害領域に偏らない団体が受託するなどの方が、研修の趣旨とあっていると感じています。また、障害ピアサポート研修に関心の高い方に研修の情報が行き届いているのか、研修内容が充実しているのか等の見直しも考えています。

引き続き、研修企画委員には各障害領域の当事者の方々にも積極的に参加をして頂き、合理的配慮ができていない研修にするとともに、開催時期もなるべく冬の時期にならないよう早めのスケジュールで進めることが良いと考えています。

第4章 まとめ

「障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の実態把握及び方策についての調査研究」まとめ

1. 調査研究から見る現状と課題

今回の調査結果から、研修の企画運営に障害当事者が参画することにより、当事者の視点が研修に反映されやすくなり、合理的配慮を含め、かかわる自治体、委託先、検討する組織に参画している専門職等が多く学びや気づきを得ていることが示された。会場の選定、資料の作成などにも当事者の視点が活かされ、研修の充実という点に寄与している。

講師やファシリテーターとして障害当事者が研修に関わる点においては、実際の経験がその場で語られることにより、ロールモデルとしての役割を果たしていること、結果として研修内容の充実につながっていることが伺えた。

また、これまでは、障害種別ごとに研修などが行われることが多かったが、障害者ピアサポート研修は多様な障害を対象としており、受講するピアサポーターや専門職にとっても新たな経験の場となっている。研修そのものが、演習をとおして障害の種別や障害の有無を超えて協働するという体験にほかならず、お互いの立場やこれまで培ってきた価値観を理解しあうためのコミュニケーションが促進される場ともなっているのである。

これから実施を予定しているという自治体を含めると約7割が障害者ピアサポート研修事業に取り組んでおり、研修を企画検討する組織がある自治体においては、ほとんどに障害者が参画していた。障害当事者が組織に占める割合は約4割で、「精神障害」「肢体不自由」「難病」の人が多かった。

研修を運営する組織や講師・ファシリテーターを含め、研修に障害当事者が参画することの効果は自由記述でも多く語られていたが、その一方で、合理的配慮がまだ十分に実施できていない点があることや、参画している障害当事者の障害種別に偏りがみられていることなどが指摘されていた。また、研修終了後のピアサポーターたちへの支援や研修においてできた繋がりを継続していくことへの言及も見受けられた。

反面、未実施・計画無の自治体では、「運営における人材確保が難しい」「財政上実施が難しい」「実施のノウハウがない」というような意見が挙げられていたことから、障害者ピアサポート研修事業の実施についてまとめたガイドブックの作成を通して、今後の研修のさらなる普及と充実に貢献できればと考えた。

2. 障害者ピアサポート研修事業の実施に係るガイドブックの作成

ピアサポートの専門性が障害福祉サービスにおいてピアサポート体制加算、実施加算として評価されたことにより、障害者ピアサポート研修事業の実施が各都道府県、政令指定都市において始まったわけであるが、当初より、実施にあたって人材が不足していることや合理的配慮の提供に関する不安などが寄せられていた。それは、既存の障害者関連の研修とは異なり、多様な障害領域の当事者が参加するということが障害者ピアサポート研修事業の特徴であり、研修を実施する自治体や委託先にとって、イメージしがたい部分も多かったのではないかと考える。それでも、試行錯誤しながら今や多くの自治体で研修が実施されており、その有効性も一定の評価を得つつある。

しかしながら、まだ実施が難しい自治体も存在することや、今後、自治体や委託先の担当者の異動なども想定されることから、障害者ピアサポート研修事業の実施に関するガイドブックを作成することとなった。

その中に含むべき内容として検討委員会が重要視したのは、実施する自治体がどのようなビジョンをもっ

て本事業を実施するののかという点である。そして、もうひとつは、研修の企画や運営への当事者参加の重要性と具体的な方法を記述するという点であった。自治体内のピアサポートに係る情報を集約しながら、人材を確保していくところからのスタートとなる点で、自治体間の格差も大きい。ピアサポート活動が十分に育ってきていない自治体においては、負担感を伴う事業という印象が拭えない部分もあるのではないかといいことで、研修事業を実施していく上でのノウハウを集約したガイドブックを作成した。

障害者ピアサポート研修事業の実施は、障害福祉サービス事業所が加算を獲得するために実施されるものではないことはいままでの間でもない。本事業で実施したアンケートから、行政、委託先などの民間団体、障害当事者、障害福祉サービスに従事する専門職等が参加する本研修において、障害当事者の視点に改めて気づかされたという声が多く聞かれた。障害者ピアサポート研修自体が、多様な人たちが協働するという体験する機会でもあり、その体験を通して、自治体内においてネットワークが構築されることが期待される。また、養成されたピアサポーターたちが障害福祉サービスの中に職員として定着していくこと、その結果として、障害当事者を中心においた福祉実践が展開され、障害福祉サービス全体の質の向上に寄与することに期待したい。

3. 今後の障害者ピアサポート研修事業や障害福祉サービスにおけるピアサポートにかかる課題

第 210 回臨時国会において成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「多様なピアサポーターの活動の価値や専門性を分かりやすく伝える観点も踏まえつつ、障害者ピアサポート研修事業の研修カリキュラムの見直しを検討すること」が盛り込まれた。本事業では障害者ピアサポート研修事業への当事者参画の実態把握を目的として、それを進めていくための方策のひとつとしてガイドブックを作成した。今後は、障害者ピアサポート研修事業が各都道府県や政令指定都市でどのように実施され、どう評価されているのか、さらに詳細な実態把握を踏まえ、養成の仕組みを見直していく必要もあるだろう。

障害福祉サービスにおけるピアサポーターの配置に関しては、報酬化という事態に直面し、予想を超えたスピードでいろいろなことが動き出している。ピアサポートの活用は、地域における包括的な生活支援システム構築への貢献や障害福祉サービス事業所における当事者中心の支援を実践するための環境づくりなどを含み、多くの波及効果を生み出す可能性を秘めている。しかし、ただ漫然と障害者ピアサポート研修をくりかえしているだけではその可能性を拓げていくことはできない。ピアサポーターの立場性をどう捉え、専門職と協働する実践の効果をどう生み出していけるのかなど、ピアサポーターの雇用と定着、実践の質の向上を視野にいれた新たな仕組みづくりが必要とされている。

おわりに

この文章を書きながら、昨年も同じ時期に厚生労働省障害者総合福祉推進事業の報告書を書いていたことを思い出しました。

私がピアサポートの研究事業に本格的関わらせていただくことになって9度目の春がめぐってきたことになりましたが、光陰矢の如しというのはこのようなことを指すのでしょうか。

障害者の権利条約批准という大きな流れの中で、これまで差別されてきた障害者たちの権利の問題が改めて問われ、ケアマネジメントの導入などサービス提供の仕組みも「当事者主体」という点が強調される時代を迎えました。そこに至って、障害福祉サービス事業において障害当事者が職員として働くことの意義もより明確になったと言えます。サービス利用者たちと同じような経験を持つピアサポーターの存在が、利用者を主人公とする支援展開の中で有効にはたらくことが令和3年の報酬改定において加算という形で、現実になったのです。

その後、障害者ピアサポート研修事業が都道府県、政令指定都市において、次々に実施されており、当初描いていたものとは違う部分もありましたが、全国に広がっていることに未だ驚きを隠せないというのが正直なところです。

また、実際にいくつかの自治体の研修に関わってみてさらに驚いたのは、この間の調査研究で把握していた人数よりもっと多くのピアサポーターがすでに福祉サービス事業所で雇用されていたという現状です。これはうれしい驚きでした。高次脳機能障害、知的障害、難病の方も研修に参加してくれており、中には若年性認知症の方も数名受講されていました。もちろん、ピアサポーターを雇用することによる加算を念頭に受講してきた事業所の人もありましたが、そうした管理者の思惑で連れてこられた当事者が、基礎、専門、フォローアップと研修を受講する中で、ピアサポートに関する理解が深まっていったというような報告もありました。

改めて申し上げるまでもないことですが、ピアサポートは本当に多様で、現代社会の中には、様々な領域で、様々なピアサポート活動が行われています。障害当事者が自分の経験を活かして利用者支援をするということは多様なピアサポートのひとつの現われにすぎません。障害者雇用が進む中、他の職業選択もあるはずなのに、それでも「ピアサポーターとして働きたい」と多くの人が希望してくれています。その願いが現実のものとなるように、そして、自分たちの専門性に誇りをもって働き続けていけるような環境調整が雇用する側に求められてもいます。

この研修を受講することがゴールではなく、そこは新たな出発点です。当事者中心の支援を求められる昨今、「ピアサポーターがいること」が事業所の強みになればと思い、障害者ピアサポート研修事業に関わってまいりましたが、いずれは、事業所毎にピアサポーターがいることがあたりまえになることを夢見てペンを置きたいと思います。

多くの課題を積み残している部分はありますが、今年度の事業にかかわってくださった検討委員の皆様、アンケート等にご協力くださった皆様に心より感謝申し上げます。

2024年3月
社会福祉法人豊芯会理事長
早稲田大学人間科学学術院 岩崎香

令和5年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の実態把握及び

方策についての調査研究」

検討委員名簿

名前	所属
岩崎香	早稲田大学人間科学学術院(検討委員会 委員長)
秋山剛	NTT 東日本関東病院
秋山浩子	特定非営利活動法人自立生活センター日野
安部恵理子	国立障害者リハビリテーションセンター
飯山和弘	社会福祉法人じりつ
五十嵐信亮	竹田総合病院
井谷重人	特定非営利活動法人自立生活センター星空
市川剛	未来の会
岩上洋一	社会福祉法人じりつ
内布智之	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
太田令子	千葉県千葉リハビリテーションセンター 高次脳機能障害支援アドバイザー
小笠原啓人	一般社団法人北海道ピアサポート協会
門屋充朗	特定非営利活動法人十勝障がい者支援センター
彼谷哲志	特定非営利活動法人あすなる
桐原尚之	全国「精神病」者集団
小阪和誠	社会福祉法人ソラティオ
栄セツコ	桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科
佐々木理恵	東京大学 医学系研究科 医学のダイバーシティ教育研究センター
島津渡	株式会社真和
四ノ宮美恵子	東京リハビリテーションセンター世田谷
平良幸司	社会福祉法人横浜市社会事業協会
種田綾乃	神奈川県立保健福祉大学
堤愛子	特定非営利活動法人自立生活センター町田ヒューマンネットワーク
土屋和子	特定非営利活動法人市民サポートセンター日野
陶かい	早稲田大学人間科学研究科
東海林崇	PwC コンサルティング合同会社
中田健士	株式会社 MARS

永森志織	特定非営利活動法人難病支援ネット・ジャパン 一般社団法人全国膠原病友の会
蛭川涼子	特定非営利活動法人自立生活センターSTEP えどがわ
又村あおい	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
三原睦子	一般社団法人 VHO-net
三宅美智	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
宮本有紀	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻精神看護学分野
森幸子	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
矢部滋也	一般社団法人北海道ピアサポート協会
山口創生	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
吉野智	PwC コンサルティング合同会社
宮本有紀	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻精神看護学分野
森幸子	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
矢部滋也	一般社団法人北海道ピアサポート協会
山口創生	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
吉野智	PwC コンサルティング合同会社

〈写真提供〉

公益財団法人 東京都福祉保健財団

※敬称略

<事務局>

社会福祉法人豊芯会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 3-34-7(法人本部)

Tel:03-3915-9051 Fax:03-3915-9166

理事長 岩崎 香

常務理事 近藤 友克

部長 橋本 早苗

岡野 康子、齊藤 健、田中 洋平、齊藤 有紀

令和6年3月

令和5年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「障害者ピアサポート研修事業における障害当事者の参画の実態把握及び方策についての調査研究」報告書

社会福祉法人 豊芯会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 3-34-7

TEL : 03-3915-9051 FAX : 03-3915-9166

Mail : ji-housinkai@housinkai.or.jp

URL: <http://housinkai.or.jp/>
